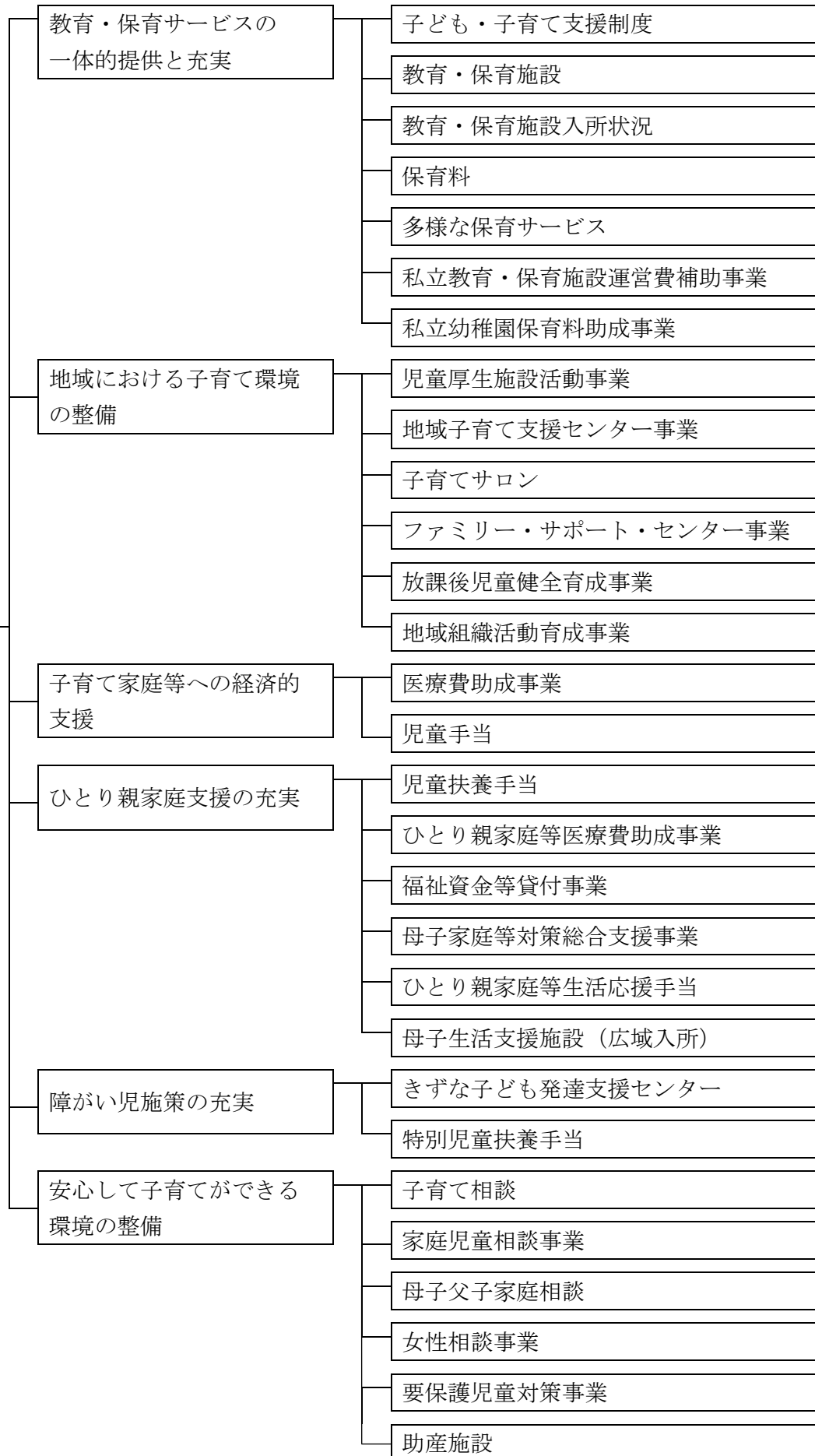


第 5 章 すべての子どもと子育て家庭のために

子ども・子育て課の主な事業



1 教育・保育サービスの一体的提供と充実

(1) 子ども・子育て支援制度

平成27年4月から、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援制度」が開始されました。

① 主なポイント

ア 教育・保育に関する給付制度の創設

認定こども園・幼稚園・保育所等への共通の給付制度「施設型給付」および小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育への「地域型保育給付」が新たに創設され、公的な財政支援が一本化されました。

イ 認定こども園制度の改善

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設され、認可手続きの簡素化が図られました。

ウ 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）の充実が図られました。

② 支給認定について

教育・保育施設を利用する場合、その施設を利用する資格があるかを確認するため、市から児童ごとに支給認定を受ける必要があります。

次のとおり3つの「認定区分」が設けられ、区分ごとに利用できる施設が異なります。

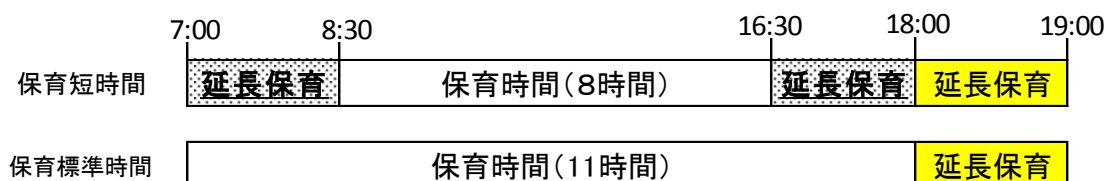
認定区分	子どもの年齢	要件	利用できる施設
1号認定	3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上	保育の必要性があり、保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号認定	3歳未満	保育の必要性があり、保育を希望される場合	保育所、認定こども園、事業所内保育施設

③ 保育時間について

2号、3号認定の児童の保育時間については、次のとおり保育短時間と保育標準時間に区分されます。認定された時間を超えて利用する場合は、延長料金がかかります。

ア 保育短時間 8時間（保護者の就労時間等が1か月あたり48時間以上120時間満）

イ 保育標準時間 11時間（保護者の就労時間等が1か月あたり120時間以上）



(2) 教育・保育施設

① 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を持った施設です。また、地域の子育て支援も行っています。3歳未満の子どもには保育を提供し、3歳以上の子どもには教育と保育を一体的に提供します。3歳以上の子どもであれば、保護者が就労している・していないにかかわらず利用できます。

現在、市内には公立認定こども園が1か所、私立認定こども園が10か所設置されています。(142 ページ参照)

② 幼稚園

幼稚園は、3歳以上の子どもを保育し、適切な環境の中で心身の発達をたすけるため、幼児教育を行う施設です。園ごとに様々な幼児教育を行っています。幼稚園に入園するときは、就労などの要件はありません。

現在、市内には私立幼稚園が6か所設置されています。(143 ページ参照)

③ 保育所

保育所は、保護者の仕事や病気などのため家庭で子どもの保育が継続的にできない場合に、保護者にかわって就学前の乳幼児の保育を行う施設です。子育て中の保護者が安心して働けるよう休日保育、病児保育などを実施しています。

現在、市内には公立保育所が13か所、私立保育所が23か所設置されています。(144～146 ページ参照)

ア 保育の必要性の事由

保育所へ入所できる児童は、その家庭に次のいずれかの事由がある場合です。

- (ア) 家庭外労働 家庭の外で労働する事を常態としている場合
- (イ) 家庭内労働 児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合
- (ウ) 母親の出産等 妊娠中であるか出産後間がない場合
- (エ) 両親の疾病等 両親が疾病、負傷、精神や身体に障害を有している等の場合
- (オ) 病人の看護等 家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、看護が必要な場合
- (カ) 家庭の災害 火災、風水害、地震などで家庭を失ったり破損したり、天災にあった場合
- (キ) 求職活動等 求職や起業準備のため、日中家庭での保育が困難な場合
- (ク) 就学等 大学、高等専門学校もしくは専修学校に通学しているか、公共職業能力開発施設またはこれに準ずる技能習得施設に入所している場合
- (ケ) 虐待等 児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要するとしている場合
- (コ) 育児休業 育児休業取得時に、すでに入所している児童がおり、引き続き入所することが適当である場合
- (サ) その他 市長が認める (ア) ～ (コ) に類する状態にある場合

④ 事業所内保育施設

事業所内保育施設は、3歳未満の子どもが利用できる、主に事業者の従業員の子どもの預かる保育施設です。地域の子どもの利用することができます。現在、市内には1か所設置されています。(146 ページ参照)

⑤ 高岡市保育所保育基本方針

ア 基本理念

子どもの最善の利益を考慮し、豊かな人間性の育成をめざす。

イ 基本方針

養護と教育を一体的に展開しながら、健やかな子どもの育ちを支える。
家庭や地域社会との連携のもと、子育て支援の充実を図る。

ウ 基本目標

(ア) 子ども主体の保育

- ・十分に養護の行き届いた保育環境のもと、情緒の安定を図るとともに、健康、安全など生活に必要な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ・子ども相互の育ちを大切にしながら、異年齢児との交流を図るなど、いろいろな人との関わりの中から、思いやりや信頼感を育むとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ・生命、自然、社会の事象等についての興味や関心を育て、積極的に生活に取り入れていく中で、豊かな心情や思考力など生きる力の基礎を育む。
- ・様々な体験を通して、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現しようとする意欲や態度を養い、創造性の芽生えを培う。
- ・家庭と連携をとりながら、給食を通して好ましい食習慣を形成するとともに、豊かな食の体験を積み重ねていく。

(イ) いきいきと活動できる保育環境

- ・保育士等は、保健的で安全な環境の確保に努め、温かく快適な生活を保障するとともに、子どもの情緒の安定を図り、信頼関係の構築に努める。
- ・保護者や地域関係機関との連携のもと、災害等緊急時の安全確保、並びに心身の健康保持等に努める。
- ・子ども一人一人の生活リズムや心と体の育ちを理解し、温かい雰囲気の中で自己を十分に表現できるよう応答的な関わりや環境づくりに努め、子ども自らが環境に関わり、主体的に活動を展開できるよう援助する。
- ・子どもが生活している地域環境（自然・社会資源・人材）を十分に生かし、変化と感動、潤いのある生活体験を通し、豊かな感性と考える力を育てる。
- ・就学に向けて子どもの発達や学びの連続性を支え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を」小学校と共有するなど積極的な連携を図り、交流や教育及び保育内容の工夫などに配慮する。

(ウ) 保育所としての子育て支援

- ・一人一人の子どもの家庭状況や地域の実態を十分に把握し、温かく受けとめ、継続的な関わりや対話を重ねる中で、保護者との信頼関係を確立し、良き理解者として子育てを支援していく。
- ・地域の子育てニーズを的確に把握し、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病後児保育など子育て支援サービスの充実を図る。

- ・ 保育所がもっている専門性や機能を生かし、関係機関との連携を図りながら、子育て相談、助言をはじめとする育児支援の充実を推進するとともに、広く情報提供に努める。また、乳幼児への虐待や特別な配慮を必要とする子どもに関しては、早期発見に努め、状況に応じた支援ができるように各関係機関と連携し対応する。

(エ) 保育士等としての姿勢

- ・ 保育士等は子どもに最善の利益が図られるよう、常に豊かな感性と愛情をもって保育にあたる。
- ・ 子どもに関わる者としての責務を受け止め、職員間の協働により、創意工夫を図り、保育や子育て支援についての専門性を高める。また、保育士等の自己評価を踏まえ、積極的に保育の内容の評価及び改善を図り、保育の質の向上に努める。
- ・ 入所する子ども等の個人情報等を慎重に扱うとともに、保護者の意向等を受けとめ、適切な対応に努める。
- ・ 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に保育所が行なう保育の内容を適切に説明するよう努める。

エ 保育所・認定こども園の給食

(ア) 給食の目標（食育の推進）

- ・ 食生活の合理化、栄養改善及び健康の保持増進を図る。
- ・ 食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を養う。
- ・ 給食を通じて、児童の家庭及び地域社会の食生活改善に寄与する。

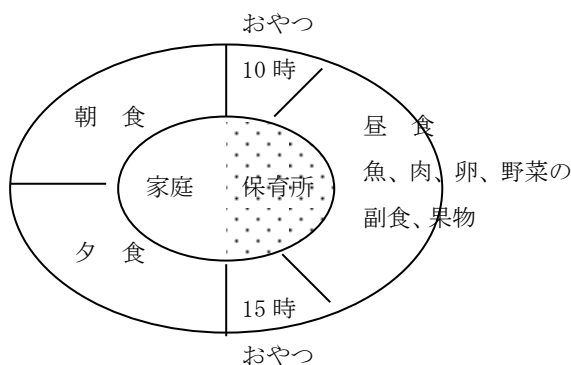
(イ) 給食管理

- ・ 給食委員会を設置し、栄養、嗜好、経済性及び安全性を考慮した献立の検討を行い、市内47園（公立・私立）を統一献立で実施している。
- ・ 手づくりを基本とし、地元食材の使用に心がけ、地産地消に努めている。
- ・ 給食で使う乾物類、調味料、お菓子類、冷凍食品等については、安全性の高い食材料を共同購入している。

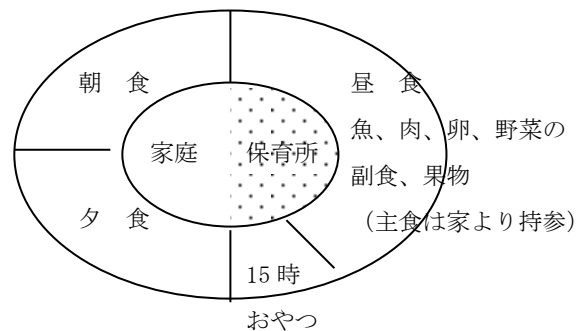
(ウ) 給食の内容

- ・ 0歳児は授乳から離乳食とし、個々の発育に合わせた給食を行う。
- ・ 3歳未満児（1・2歳）は完全給食で主食、副食、おやつを提供する。
- ・ 3歳以上児（3・4・5歳）は家庭から主食を持参し、副食、おやつを提供する。
- ・ 食物アレルギーの除去食・代替食を提供する。

3歳未満児



3歳以上児



<認定こども園の幼稚園部には、おやつの提供はありません>

(エ) 食育指導

- ・ 望ましい食習慣や食事のマナー（食前の手洗い・箸の持ち方・咀嚼を十分に行う・食後の歯磨き等）を集団生活の中で身につける。
- ・ 給食だよりを発行し、食事に関する情報を提供するなど食育の啓発に努める。

(オ) 給食室の設備及び衛生管理

- ・ 給食室では、設備面を整備して衛生管理に万全を期して給食を実施している。
- ・ 調理に際しては、高岡厚生センターの指導を受けながら衛生管理体制を徹底している。

(3) 教育・保育施設入所状況

① 入所児童数の推移

【認定こども園】

(各年度4月1日現在)

年度	施設数	認定区分	定員	就学前児童数	市内認定こども園 在所児童数	定員 充足率	入所率
27	4	1号	316	7,333	225	71.2	3.1
		2,3号	409		345	84.4	4.7
28	6	1号	356	7,282	265	74.4	3.6
		2,3号	575		475	82.6	6.5
29	9	1号	453	7,196	340	75.0	4.7
		2,3号	1,008		890	88.3	12.4
30	11	1号	466	7,166	368	78.9	5.1
		2,3号	1,125		962	85.5	13.4

【幼稚園】

(各年度5月1日現在)

年度	施設数	定員	就学前児童数	市内幼稚園 在所児童数	定員 充足率	入所率
26	12	2,055	7,518	1,061	51.6	13.5
27	9	1,485	7,333	720	48.5	9.8
28	7	1,440	7,282	694	48.2	9.5
29	6	1,045	7,196	576	55.1	8.0
30	6	1,045	7,166	522	50.0	7.3

【保育所】

(各年度4月1日現在)

年度	施設数	定員	就学前児童数	市内保育所 在所児童数	定員 充足率	入所率
26	47	4,760	7,518	4,301	90.4	56.4
27	42	4,450	7,333	3,866	86.9	52.7
28	39	4,240	7,282	3,775	89.0	51.8
29	37	3,860	7,196	3,466	89.8	48.2
30	36	3,901	7,166	3,429	87.9	47.9

② 支給認定児童数

(平成30年4月1日現在)

【教育認定(1号)】

	施設数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立認定こども園	1	15				1	3	1	5
私立認定こども園	10	451				124	125	114	363
私立幼稚園	1	85				20	21	21	62

【保育認定(2、3号)】

	施設数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立保育所	13	1,140	38	135	162	169	184	167	855
公立認定こども園	1	70	1	4	10	12	9	13	49
私立保育所	23	2,761	89	391	451	524	553	566	2,574
私立認定こども園	10	1,055	33	169	198	183	167	163	913
事業所内保育施設	1	10	1	1	2				4

(4) 保育料

保育料は、保護者である父と母の市民税の合計により算定し、負担能力に応じて徴収します。

保育料徴収基準額（平成30年度4月）

（単位：円）

階層区分	各月初日の入園児童の属する世帯の階層定義	月 額				
		1号認定	2号認定 (3歳以上児)		3号認定 (3歳未満児)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0
B階層	市区町村民税非課税世帯	0	1,800	1,800	2,600	2,600
C階層	市区町村民税均等割のみ課税世帯	2,400	7,400	7,400	11,000	11,000
D階層	1 市区町村民税所得割額が 24,300 円未満	4,400	9,400	9,300	12,300	12,100
	2 市区町村民税所得割額が 24,300 円～ 48,600 円未満	6,200	11,100	11,000	13,700	13,500
	3 市区町村民税所得割額が 48,600 円～ 60,700 円未満	8,000	14,400	14,200	18,000	17,700
	4 市区町村民税所得割額が 60,700 円～ 77,101 円未満	9,800	15,900	15,700	19,200	18,900
	5 市区町村民税所得割額が 77,101 円～ 84,900 円未満	11,800	17,400	17,200	20,300	20,000
	6 市区町村民税所得割額が 84,900 円～ 97,000 円未満	12,700	20,300	20,000	21,000	20,700
	7 市区町村民税所得割額が 97,000 円～ 115,000 円未満	13,600	24,700	24,300	31,100	30,600
	8 市区町村民税所得割額が 115,000 円～ 133,000 円未満	14,500	26,200	25,800	34,200	33,700
	9 市区町村民税所得割額が 133,000 円～ 151,000 円未満	15,400	27,700	27,300	36,400	35,800
	10 市区町村民税所得割額が 151,000 円～ 169,000 円未満	15,800	28,900	28,500	39,400	38,800
	11 市区町村民税所得割額が 169,000 円～ 211,200 円未満	16,200	30,800	30,300	43,800	43,100
	12 市区町村民税所得割額が 211,200 円～ 301,000 円未満	19,700	30,900	30,400	43,900	43,200
	13 市区町村民税所得割額が 301,000 円～ 397,000 円未満	20,500	31,900	31,400	45,200	44,500
	14 市区町村民税所得割額が 397,000 円以上	21,400	32,900	32,400	46,500	45,800

○ 2人目以降の保育料について

(1号認定)

B・C階層に属する世帯の保育料は無料となります。

(2・3号認定)

B階層に属する世帯の保育料は無料となります。

(1号認定)

① 年少から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから2人目の保育料は基準額の半額となります。

② 3人目以降の保育料は無料となります。

(2・3号認定)

- ① 同一世帯で2人以上の児童(就学前児童に限る。)が保育所の他に幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している場合も含め、同時に入園している場合の保育料は、最も年齢の高い児童が基準額、次に年齢の高い児童が基準額の半額、それ以降の児童は無料となります。
- ② 同一世帯で、入園児童が最年長の子どもから3人目以降の保育料は、A階層からD10階層に属する世帯は無料、それ以降の階層は、3歳未満児が7,000円、3歳以上児が5,000円となります。(3人同時入園を除く。)

※上記の年齢範囲にかかわらず、下記の①および②に該当する場合、保育料は基準額の半額になります。

① (1号認定)

D1階層からD4階層(市区町村民税所得割課税額が非課税～77,101円未満)

(2・3号認定)

B階層からD3階層の一部(市区町村民税額が非課税～所得割課税額が57,700円未満)

② 同一世帯の子どもにおいて最年長の子どもから2人目の児童が入園している場合

○ひとり親認定を受けている世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の保育料について

(1号認定)

C階層の保育料は無料。D1階層からD4階層(市区町村民税所得割課税額が77,101円未満)で、同一世帯の子どもにおいて最年長の子どもから1人目の場合、基準額の半額と3,000円を比較して少ない方の額が保育料となります。また、2人目の保育料は無料となります。

(2・3号認定)

B階層の保育料は無料。C階層からD4階層(市区町村民税所得割課税額が非課税～77,101円未満)で、同一世帯の子どもにおいて最年長の子どもから1人目の場合、3歳未満児が基準額の半額と9,000円、3歳以上児が基準額の半額と6,000円を比較して少ない方の額が保育料となります。また、2人目の保育料は無料となります。

(5) 多様な保育サービス

女性の社会進出、就労形態の複雑化に伴い保育ニーズが多様化しており、これらに対応するため、次のような特別保育を行っています。

区 分	内 容																														
延長保育	<p>保育認定を受けた児童について、通常の保育時間以外の時間において、引き続き延長して児童を預けられる環境が必要とされています。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり延長保育事業を実施しています。</p> <p>【標準時間型】</p> <p>保育標準時間認定を受けた児童について、標準時間（午前7時～午後6時）を超えて、延長して保育を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 保育所、認定こども園 ・実施時間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">延長時間</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">保育所</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">認定こども園</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">公立</th> <th style="text-align: center;">私立</th> <th style="text-align: center;">公立</th> <th style="text-align: center;">私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 時間（午後 7 時まで）</td> <td style="text-align: center;">5 施設</td> <td style="text-align: center;">20 施設</td> <td style="text-align: center;">1 施設</td> <td style="text-align: center;">8 施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 時間（午後 8 時まで）</td> <td style="text-align: center;">0 施設</td> <td style="text-align: center;">2 施設</td> <td style="text-align: center;">0 施設</td> <td style="text-align: center;">1 施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 時間（午後 10 時まで）</td> <td style="text-align: center;">0 施設</td> <td style="text-align: center;">1 施設</td> <td style="text-align: center;">0 施設</td> <td style="text-align: center;">0 施設</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金（1時間延長） 月額 2,500 円、日額 200 円 ・利用料金（2時間延長） 月額 3,000 円、日額 300 円 ・費用の減免 保育料徴収基準額表の A・B 階層の世帯については徴収しない。 ・平成 29 年度利用実績（延べ利用人数） <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">私立</td> <td style="text-align: right;">33,154 人</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td style="text-align: right;">593 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">33,747 人</td> </tr> </table> <p>【短時間型】</p> <p>短時間認定を受けた児童について、保育短時間（午前8時30分～午後4時30分※）を超えて、延長して保育を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 保育所、認定こども園 ・実施時間 午前7時～午前8時30分、午後4時30分～午後6時 ・利用料金 100 円／回 ・費用の減免 保育料徴収基準額表の A・B 階層の世帯については徴収しない。 <p>※保育短時間は施設が独自に設定するものですが、平成 30 年 4 月 1 日現在、本市内施設は多くの施設が保育短時間認定の児童の処遇時間を午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分で設定しています。</p>	延長時間	保育所		認定こども園		公立	私立	公立	私立	1 時間（午後 7 時まで）	5 施設	20 施設	1 施設	8 施設	2 時間（午後 8 時まで）	0 施設	2 施設	0 施設	1 施設	4 時間（午後 10 時まで）	0 施設	1 施設	0 施設	0 施設	私立	33,154 人	公立	593 人	合計	33,747 人
延長時間	保育所		認定こども園																												
	公立	私立	公立	私立																											
1 時間（午後 7 時まで）	5 施設	20 施設	1 施設	8 施設																											
2 時間（午後 8 時まで）	0 施設	2 施設	0 施設	1 施設																											
4 時間（午後 10 時まで）	0 施設	1 施設	0 施設	0 施設																											
私立	33,154 人																														
公立	593 人																														
合計	33,747 人																														

区 分	内 容												
障がい児保育	<p>集団保育が可能な程度の障がいを持つ児童について、市内の全施設で受け入れています。</p>												
休日保育	<p>保育認定を受けた児童について、通常の保育日以外の日曜、祝日においても児童を預けられる環境が必要とされています。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり休日保育事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童 保護者の就労等のため休日において保育が必要である児童 ・実施施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th>施設数</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所</td> <td>私立</td> <td>2施設</td> <td>高岡保育園、上関保育園</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>私立</td> <td>2施設</td> <td>認定こども園福岡幼稚園 認定こども園みつば保育園</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時間 午前8時30分から午後4時30分まで 	施設区分		施設数	施設名	保育所	私立	2施設	高岡保育園、上関保育園	認定こども園	私立	2施設	認定こども園福岡幼稚園 認定こども園みつば保育園
施設区分		施設数	施設名										
保育所	私立	2施設	高岡保育園、上関保育園										
認定こども園	私立	2施設	認定こども園福岡幼稚園 認定こども園みつば保育園										
病児保育	<p>保護者が就労している場合等で、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業を行っています。</p> <p>【病児対応型】</p> <p>病気の回復期に至っておらず、保護者が仕事などの理由により家庭での保育が困難な児童について、病院内の専用スペースでお預かりしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 JCHO高岡ふしき病院 ・対象児童 生後9週からおおむね小学校4年生までの児童で、医師等が入適当と判断する児童 ・対象となる疾患の例 <ul style="list-style-type: none"> ① 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患 ② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患 ③ 喘息等の慢性疾患 ④ 骨折等の外傷性疾患 ・定員 1日3人 ・利用料 一日 2,000円、半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担 ・延べ利用人数 平成29年度 331人 												

区 分	内 容															
病児保育	<p>【病後児対応型】 病気の回復期の集団保育が困難な時期であって、家庭で保育のできない児童について、保育所等の専用スペースでお預かりしています。</p> <p>・実施施設 高岡保育園、認定こども園ふたばこども園</p> <p>・対象となる疾患の例</p> <p>① 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患</p> <p>② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患</p> <p>③ 喘息等の慢性疾患</p> <p>④ 骨折等の外傷性疾患</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">高岡保育園</th> <th style="text-align: center;">認定こども園ふたばこども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td style="text-align: center;">1日4人</td> <td style="text-align: center;">1日4人</td> </tr> <tr> <td>対象児童</td> <td>生後9週からおおむね小学校4年生までの児童で、医師等が受入適当と判断する児童</td> <td>生後9週位以上の未就学児で、医師等が受入適当と判断する児童</td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td colspan="2">1日 2,000円（延長の場合は、30分毎に200円） 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>・延べ利用人数 平成29年度 159人</p>		高岡保育園	認定こども園ふたばこども園	定員	1日4人	1日4人	対象児童	生後9週からおおむね小学校4年生までの児童で、医師等が受入適当と判断する児童	生後9週位以上の未就学児で、医師等が受入適当と判断する児童	利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分	利用料	1日 2,000円（延長の場合は、30分毎に200円） 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担	
	高岡保育園	認定こども園ふたばこども園														
定員	1日4人	1日4人														
対象児童	生後9週からおおむね小学校4年生までの児童で、医師等が受入適当と判断する児童	生後9週位以上の未就学児で、医師等が受入適当と判断する児童														
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分														
利用料	1日 2,000円（延長の場合は、30分毎に200円） 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担															

区 分	内 容											
病児保育	<p data-bbox="406 302 662 336">【体調不良児対応型】</p> <p data-bbox="422 347 1428 425">保育所に看護師を配置し、児童が保育中に体調不良となった場合の緊急的、保健的な対応を行っています。</p> <p data-bbox="422 481 901 515">・実施施設 保育所、認定こども園</p> <table border="1" data-bbox="438 526 1428 1265"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 526 566 571">施設区分</th> <th data-bbox="566 526 662 571">施設数</th> <th data-bbox="662 526 1428 571">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 571 566 985" rowspan="2">保育所</td> <td data-bbox="566 571 662 660">公立</td> <td data-bbox="662 571 1428 660">3 施設 伏木古府保育園、戸出保育園、万葉なかよし保育園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 660 662 985">私立</td> <td data-bbox="662 660 1428 985">18 施設 さくら保育園、高岡保育園、成美保育園、正徳保育園、吉久ひなどり保育園、和田保育園、立野保育所、市野瀬保育園、若葉保育園、上関保育園、戸出北部保育園、野村保育園、すみれ保育園、戸出西部保育園、定塚保育園、福岡ひばり保育園、牧野みどり保育園、能町保育園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 985 566 1265">認定こども園</td> <td data-bbox="566 985 662 1265">私立</td> <td data-bbox="662 985 1428 1265">6 施設 認定こども園こぼと幼稚園 認定こども園ふたばこども園 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 認定こども園中田保育園 認定こども園みつば保育園 認定こども園国吉ちくば保育園</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="422 1321 566 1355">・対象児童</p> <p data-bbox="446 1366 1428 1444">事業実施施設に在園しており、保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童</p> <p data-bbox="422 1500 710 1534">・対象となる疾患の例</p> <ol data-bbox="446 1545 1324 1724" style="list-style-type: none"> ① 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患 ② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患 ③ 喘息等の慢性疾患 ④ 骨折等の外傷性疾患 <p data-bbox="422 1736 1013 1769">・定員 看護師等 1 名に対して 2 名程度</p>	施設区分	施設数	施設名	保育所	公立	3 施設 伏木古府保育園、戸出保育園、万葉なかよし保育園	私立	18 施設 さくら保育園、高岡保育園、成美保育園、正徳保育園、吉久ひなどり保育園、和田保育園、立野保育所、市野瀬保育園、若葉保育園、上関保育園、戸出北部保育園、野村保育園、すみれ保育園、戸出西部保育園、定塚保育園、福岡ひばり保育園、牧野みどり保育園、能町保育園	認定こども園	私立	6 施設 認定こども園こぼと幼稚園 認定こども園ふたばこども園 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 認定こども園中田保育園 認定こども園みつば保育園 認定こども園国吉ちくば保育園
施設区分	施設数	施設名										
保育所	公立	3 施設 伏木古府保育園、戸出保育園、万葉なかよし保育園										
	私立	18 施設 さくら保育園、高岡保育園、成美保育園、正徳保育園、吉久ひなどり保育園、和田保育園、立野保育所、市野瀬保育園、若葉保育園、上関保育園、戸出北部保育園、野村保育園、すみれ保育園、戸出西部保育園、定塚保育園、福岡ひばり保育園、牧野みどり保育園、能町保育園										
認定こども園	私立	6 施設 認定こども園こぼと幼稚園 認定こども園ふたばこども園 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 認定こども園中田保育園 認定こども園みつば保育園 認定こども園国吉ちくば保育園										

区 分	内 容																												
一時預かり	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難になる場合があります。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり一時預かり事業を実施しています。</p> <p>【一般型】</p> <p>・実施施設 保育所、認定こども園、子育て支援センター</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">施設数</th> <th style="text-align: center;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保育所</td> <td style="text-align: center;">公立</td> <td style="text-align: center;">2 施設</td> <td>中央保育園、伏木古府保育園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">19 施設</td> <td>さくら保育園、南部保育園、高岡保育園、成美保育園、正徳保育園、伏木保育園、吉久ひなどり保育園、和田保育園、国吉光徳保育園、石堤保育園、立野保育所、市野瀬保育園、若葉保育園、上関保育園、戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、福岡ひばり保育園、戸出西部保育園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定こども園</td> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">7 施設</td> <td>認定こども園福岡幼稚園、認定こども園坂ノ下保育園、認定こども園ふたばこども園、認定こども園中田保育園、認定こども園みつば保育園、認定こども園国吉ちくば保育園、認定こども園般若野保育園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域子育て支援拠点</td> <td style="text-align: center;">1 施設</td> <td></td> <td>高岡子育て支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>・対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、生後4か月から就学前までの児童</p> <p>・利用料金 保育所、認定こども園 1日 2,400円、半日 1,400円 子育て支援センター 1時間 500円</p> <p>・実施時間 保育所、認定こども園 午前8時30分から午後4時30分まで 子育て支援センター 午前10時から午後4時まで</p> <p>・利用区分等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非定型的保育サービス</td> <td>保育が断続的に困難となる児童</td> </tr> <tr> <td>緊急保育サービス</td> <td>緊急・一時的に保育を必要とする児童</td> </tr> <tr> <td>私的理由による保育サービス</td> <td>保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童</td> </tr> </tbody> </table>			施設区分	施設数	施設名	保育所	公立	2 施設	中央保育園、伏木古府保育園	私立	19 施設	さくら保育園、南部保育園、高岡保育園、成美保育園、正徳保育園、伏木保育園、吉久ひなどり保育園、和田保育園、国吉光徳保育園、石堤保育園、立野保育所、市野瀬保育園、若葉保育園、上関保育園、戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、福岡ひばり保育園、戸出西部保育園	認定こども園	私立	7 施設	認定こども園福岡幼稚園、認定こども園坂ノ下保育園、認定こども園ふたばこども園、認定こども園中田保育園、認定こども園みつば保育園、認定こども園国吉ちくば保育園、認定こども園般若野保育園	地域子育て支援拠点	1 施設		高岡子育て支援センター	区 分	要 件	非定型的保育サービス	保育が断続的に困難となる児童	緊急保育サービス	緊急・一時的に保育を必要とする児童	私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童
施設区分	施設数	施設名																											
保育所	公立	2 施設	中央保育園、伏木古府保育園																										
	私立	19 施設	さくら保育園、南部保育園、高岡保育園、成美保育園、正徳保育園、伏木保育園、吉久ひなどり保育園、和田保育園、国吉光徳保育園、石堤保育園、立野保育所、市野瀬保育園、若葉保育園、上関保育園、戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、福岡ひばり保育園、戸出西部保育園																										
認定こども園	私立	7 施設	認定こども園福岡幼稚園、認定こども園坂ノ下保育園、認定こども園ふたばこども園、認定こども園中田保育園、認定こども園みつば保育園、認定こども園国吉ちくば保育園、認定こども園般若野保育園																										
地域子育て支援拠点	1 施設		高岡子育て支援センター																										
区 分	要 件																												
非定型的保育サービス	保育が断続的に困難となる児童																												
緊急保育サービス	緊急・一時的に保育を必要とする児童																												
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童																												

区 分	内 容																																																
一時預かり	<p>・利用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">非定型的保育 利用延児童数</th> <th style="text-align: center;">緊急保育利用 延児童数</th> <th style="text-align: center;">私的理由 延児童数</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">25年度</td> <td style="text-align: center;">2,495</td> <td style="text-align: center;">1,475</td> <td style="text-align: center;">2,217</td> <td style="text-align: center;">6,187</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26年度</td> <td style="text-align: center;">2,446</td> <td style="text-align: center;">1,015</td> <td style="text-align: center;">1,943</td> <td style="text-align: center;">5,404</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">27年度</td> <td style="text-align: center;">1,736</td> <td style="text-align: center;">979</td> <td style="text-align: center;">1,937</td> <td style="text-align: center;">4,652</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28年度</td> <td style="text-align: center;">2,179</td> <td style="text-align: center;">812</td> <td style="text-align: center;">1,313</td> <td style="text-align: center;">4,304</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29年度</td> <td style="text-align: center;">1,491</td> <td style="text-align: center;">811</td> <td style="text-align: center;">1,312</td> <td style="text-align: center;">3,614</td> </tr> </tbody> </table> <p>【休日一時預かり事業】</p> <p>休日の一時預かり事業の需要に対応するため、次のとおり休日一時預かり事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童 生後4か月から就学前までの児童 ・実施施設 高岡保育園、認定こども園みつば保育園 ・利用料金 1日 2,400円、半日 1,400円 ・実施時間 午前8時30分から午後4時30分まで <p>【幼稚園型（教育時間外における預かり保育事業）】</p> <p>幼稚園等の教育施設に通っている児童であっても、施設の定める教育時間外の預かりが必要になる場合に、幼稚園等での保育を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童 幼稚園等に在籍する満3歳以上の児童 ・実施施設 幼稚園、認定こども園 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">施設数</th> <th style="text-align: center;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園</td> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">6施設</td> <td>高岡第一学園附属第一幼稚園、 高岡第一学園附属第二幼稚園、 高岡第一学園附属第三幼稚園、 高岡第一学園附属第五幼稚園、 高岡第一学園福岡ひばり幼稚園、 ひかり幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">認定こども園</td> <td style="text-align: center;">公立</td> <td style="text-align: center;">1施設</td> <td>認定こども園福岡あおぞらこども園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">10施設</td> <td>認定こども園福岡幼稚園 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 認定こども園こぼと幼稚園 認定こども園坂ノ下保育園 認定こども園ふたばこども園 認定こども園中田保育園</td> </tr> </tbody> </table>				年度	非定型的保育 利用延児童数	緊急保育利用 延児童数	私的理由 延児童数	合計	25年度	2,495	1,475	2,217	6,187	26年度	2,446	1,015	1,943	5,404	27年度	1,736	979	1,937	4,652	28年度	2,179	812	1,313	4,304	29年度	1,491	811	1,312	3,614	施設区分		施設数	施設名	幼稚園	私立	6施設	高岡第一学園附属第一幼稚園、 高岡第一学園附属第二幼稚園、 高岡第一学園附属第三幼稚園、 高岡第一学園附属第五幼稚園、 高岡第一学園福岡ひばり幼稚園、 ひかり幼稚園	認定こども園	公立	1施設	認定こども園福岡あおぞらこども園	私立	10施設	認定こども園福岡幼稚園 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 認定こども園こぼと幼稚園 認定こども園坂ノ下保育園 認定こども園ふたばこども園 認定こども園中田保育園
年度	非定型的保育 利用延児童数	緊急保育利用 延児童数	私的理由 延児童数	合計																																													
25年度	2,495	1,475	2,217	6,187																																													
26年度	2,446	1,015	1,943	5,404																																													
27年度	1,736	979	1,937	4,652																																													
28年度	2,179	812	1,313	4,304																																													
29年度	1,491	811	1,312	3,614																																													
施設区分		施設数	施設名																																														
幼稚園	私立	6施設	高岡第一学園附属第一幼稚園、 高岡第一学園附属第二幼稚園、 高岡第一学園附属第三幼稚園、 高岡第一学園附属第五幼稚園、 高岡第一学園福岡ひばり幼稚園、 ひかり幼稚園																																														
認定こども園	公立	1施設	認定こども園福岡あおぞらこども園																																														
	私立	10施設	認定こども園福岡幼稚園 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 認定こども園こぼと幼稚園 認定こども園坂ノ下保育園 認定こども園ふたばこども園 認定こども園中田保育園																																														

					認定こども園みつば保育園 認定こども園いずみ幼稚園 認定こども園国吉ちくば保育園 認定こども園般若野保育園
--	--	--	--	--	--

(6) 私立教育・保育施設運営費補助事業

民間教育・保育施設における保育所運営の充実を図るため、次により補助を行っています。

平成 29 年度実績

単位：千円

No.	補助金名	内 容	補助額
1	運営管理事業費補助金	施設の運営管理に係る経費への補助	63,002
2	職員管理研修費補助金	職員の運営管理、資質向上のための研修に要する費用を補助	13,891
3	延長保育促進事業補助金	延長保育に要する費用を補助	55,436
4	病児保育事業補助金 (病児対応型)	病気の児童を受け入れるための看護師等に要する費用を補助	9,160
5	病児保育事業補助金 (病後児対応型)	病気の回復期の児童を受け入れるための看護師等に要する費用を補助	12,506
6	病児保育事業補助金 (体調不良児対応型)	在園中に体調不良となった児童の保育に要する費用を補助	90,263
7	一時預かり事業補助金	一時預かり保育に要する費用を補助	43,120
8	障がい児保育事業補助金	重度の障がい児の保育に要する費用を補助	24,260
9	年度途中入所促進事業補助金	年度途中入所を円滑に受け入れるための保育士配置に要する費用を補助	12,243
10	すこやか保育推進補助金	乳児受入のための、看護師等に要する費用を補助	13,358
11	借入金償還元金補助金	施設の新築・改築のために独立行政法人福祉医療機構等から資金を借入れた場合、その元金分を補助	11,341
12	借入金利子補給金	施設の新築・改築のために独立行政法人福祉医療機構等から資金を借入れた場合、その利子分を補助	1,881
13	施設整備事業補助金	施設の新築・改築に要する費用を補助	22,681
	計		373,142

(7) 私立幼稚園保育料助成事業

区 分	内 容																																									
私立幼稚園 就園奨励費 補助金	<p>児童を私立幼稚園に通園させている保護者を対象に、保育料・入園料の助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請できる方 私立幼稚園に在園している満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児（高岡市に住民登録がある）の保護者 助成額（児童一人／年） <table border="1" data-bbox="395 607 1489 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">園児が 第何子か</th> <th colspan="5">世帯の 所得区分</th> </tr> <tr> <th>第Ⅰ階層 生活保護世帯</th> <th>第Ⅱ階層 市民税非課税世帯、市民税均等割の額のみ の世帯</th> <th>第Ⅲ階層 市民税所得割課税額が 77,100円以下 の世帯</th> <th>第Ⅳ階層 市民税所得割課税額が 211,200円以下 の世帯</th> <th>第Ⅴ階層 左記区分以外 の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>308,000円</td> <td>272,000円</td> <td>139,200円</td> <td>62,200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>308,000円</td> <td>308,000円</td> <td>223,000円</td> <td>185,000円</td> <td>154,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td colspan="5">保育料・入園料は無料となります</td> </tr> </tbody> </table> <p>第Ⅳ階層以上の助成額は、小学校3年生以下の兄弟から数えて第何子かで決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績 <table border="1" data-bbox="437 1077 1177 1265"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象児童</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>637人</td> <td>77,129,850円</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>607人</td> <td>75,623,850円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>444人</td> <td>54,024,950円</td> </tr> </tbody> </table>	園児が 第何子か	世帯の 所得区分					第Ⅰ階層 生活保護世帯	第Ⅱ階層 市民税非課税世帯、市民税均等割の額のみ の世帯	第Ⅲ階層 市民税所得割課税額が 77,100円以下 の世帯	第Ⅳ階層 市民税所得割課税額が 211,200円以下 の世帯	第Ⅴ階層 左記区分以外 の世帯	第1子	308,000円	272,000円	139,200円	62,200円	—	第2子	308,000円	308,000円	223,000円	185,000円	154,000円	第3子以降	保育料・入園料は無料となります					年度	対象児童	助成額	H27	637人	77,129,850円	H28	607人	75,623,850円	H29	444人	54,024,950円
園児が 第何子か	世帯の 所得区分																																									
	第Ⅰ階層 生活保護世帯	第Ⅱ階層 市民税非課税世帯、市民税均等割の額のみ の世帯	第Ⅲ階層 市民税所得割課税額が 77,100円以下 の世帯	第Ⅳ階層 市民税所得割課税額が 211,200円以下 の世帯	第Ⅴ階層 左記区分以外 の世帯																																					
第1子	308,000円	272,000円	139,200円	62,200円	—																																					
第2子	308,000円	308,000円	223,000円	185,000円	154,000円																																					
第3子以降	保育料・入園料は無料となります																																									
年度	対象児童	助成額																																								
H27	637人	77,129,850円																																								
H28	607人	75,623,850円																																								
H29	444人	54,024,950円																																								
つまま育児 支援補助金	<p>第3子以降の児童を私立幼稚園に通園させている保護者を対象に、保育料・入園料、給食費の助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請できる方 私立幼稚園に在園している満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児（高岡市に住民登録がある）の保護者 助成額 保育料・入園料は無料にするため、給食費は幼稚園就園奨励費補助金の表に定める第Ⅳ階層以下の方のみ月額4,500円を上限に補助 実績 <table border="1" data-bbox="437 1765 1177 1953"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象児童</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>79人</td> <td>9,635,900円</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>79人</td> <td>9,014,500円</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>52人</td> <td>5,786,400円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	対象児童	助成額	H27	79人	9,635,900円	H28	79人	9,014,500円	H29	52人	5,786,400円																													
年度	対象児童	助成額																																								
H27	79人	9,635,900円																																								
H28	79人	9,014,500円																																								
H29	52人	5,786,400円																																								

2 地域における子育て環境の整備

(1) 児童厚生施設活動事業（児童福祉法第 40 条）

区 分	内 容																																										
児童館、児童センター	<p>1 施設運営方針</p> <p>児童館・児童センターは、地域における児童健全育成活動の拠点として児童に健全な遊びを与え、児童の健康増進と情操を豊かにするための各種事業を行う。</p> <p>また、施設がその機能を十分に発揮するために母親クラブ、児童クラブ、老人会、小学校等地域組織、子育て支援センター等との連携に努める。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 児童に対する事業</p> <p>ア 日常の活動</p> <p>遊びやすい環境づくりや体力増進づくりに努める。いろいろな遊びの大会や季節行事、児童が取り組める身近なボランティア活動を行う。</p> <p>イ 各種教室およびクラブ</p> <p>興味や関心を持つ児童たちで各種の教室やクラブを結成し、活動する。</p> <p>ウ 親子ふれあい活動</p> <p>親子で行事に参加することによりふれあいの場を創出する。</p> <p>(2) 地域との交流事業</p> <p>各地域組織との交流を深めることにより、事業の推進に努める。</p> <p>(3) 高齢者との交流事業</p> <p>伝承遊び等とおしてお年寄りとの交流を図り、お年寄りを敬う心や思いやりの心を育てる。</p> <p>(4) 子育てサロン事業</p> <p>未就園児の親子に遊び場を提供するとともに、育児に関する相談指導・情報提供等の子育て家庭への支援を行う。</p> <p>(5) 子ども相談事業</p> <p>家庭における児童の育成に関する諸問題について、相談に応じる。</p> <p>・利用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">25 年度</th> <th style="text-align: center;">26 年度</th> <th style="text-align: center;">27 年度</th> <th style="text-align: center;">28 年度</th> <th style="text-align: center;">29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伏木児童館</td> <td style="text-align: center;">18,716</td> <td style="text-align: center;">21,369</td> <td style="text-align: center;">18,922</td> <td style="text-align: center;">20,698</td> <td style="text-align: center;">13,069</td> </tr> <tr> <td>福岡児童館</td> <td style="text-align: center;">21,287</td> <td style="text-align: center;">21,971</td> <td style="text-align: center;">22,940</td> <td style="text-align: center;">21,490</td> <td style="text-align: center;">20,374</td> </tr> <tr> <td>野村児童センター</td> <td style="text-align: center;">17,768</td> <td style="text-align: center;">18,169</td> <td style="text-align: center;">17,786</td> <td style="text-align: center;">15,672</td> <td style="text-align: center;">11,998</td> </tr> <tr> <td>戸出児童センター</td> <td style="text-align: center;">13,760</td> <td style="text-align: center;">18,040</td> <td style="text-align: center;">17,020</td> <td style="text-align: center;">17,378</td> <td style="text-align: center;">18,071</td> </tr> <tr> <td>西部児童センター</td> <td style="text-align: center;">14,940</td> <td style="text-align: center;">10,987</td> <td style="text-align: center;">12,701</td> <td style="text-align: center;">12,851</td> <td style="text-align: center;">12,501</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	施設名						伏木児童館	18,716	21,369	18,922	20,698	13,069	福岡児童館	21,287	21,971	22,940	21,490	20,374	野村児童センター	17,768	18,169	17,786	15,672	11,998	戸出児童センター	13,760	18,040	17,020	17,378	18,071	西部児童センター	14,940	10,987	12,701	12,851	12,501
年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度																																						
施設名																																											
伏木児童館	18,716	21,369	18,922	20,698	13,069																																						
福岡児童館	21,287	21,971	22,940	21,490	20,374																																						
野村児童センター	17,768	18,169	17,786	15,672	11,998																																						
戸出児童センター	13,760	18,040	17,020	17,378	18,071																																						
西部児童センター	14,940	10,987	12,701	12,851	12,501																																						

(2) 地域子育て支援センター事業（高岡市子育て支援センター事業実施要綱により実施）

子育て家庭に対する育児不安等への相談・指導や、子育てサークル・子育て支援ボランティア等の育成支援並びに子育て情報の収集や提供を行います。

また、市内の保育所が特別保育事業を実施する場合の支援を行うとともに、関係機関等との連携を図りながら、地域全体で子育てを支援するネットワーク推進の中核として、市内の子育て家庭に対する支援活動の企画・調整を行います。

- ① 対 象 市内子育て家庭の児童およびその保護者
- ② 費用の徴収 無料
- ③ 開設状況（H30.4.1現在）

施設名	開設場所	実施時間
高岡子育て支援センター	高岡市御旅屋町 101 (御旅屋セリオ 8階)	木曜日～火曜日 10時～16時
福岡子育て支援センター	高岡市福岡町大滝 22 (福岡健康福祉センター内)	月曜日～金曜日 9時～16時
万葉なかよし保育園 子育て支援センター	高岡市二上町 1105-1 (万葉なかよし保育園内)	月曜日～金曜日 9時30分～15時30分
伏木子育て支援室 (子育てサロン)	高岡市伏木東一宮 17-3 (伏木児童館内)	月曜日～土曜日 10時～17時30分
野村子育て支援室 (子育てサロン)	高岡市野村 898-4 (野村児童センター内)	火曜日～日曜日 10時～17時30分 (第3日曜日除く)
西部子育て支援室 (子育てサロン)	高岡市千石町 1-16 (西部児童センター内)	火曜日～日曜日 10時～17時30分 (第3日曜日除く)
戸出子育て支援室 (子育てサロン)	高岡市戸出町 3-19-31 (戸出児童センター内)	火曜日～日曜日 10時～17時30分 (第3日曜日除く)
福岡子育て支援室 (子育てサロン)	高岡市福岡町福岡新 579-1 (福岡児童館内)	月曜日～土曜日 10時～18時 (第2・4土曜日は9時～17時まで)

④ 利用状況

・開設日数および利用件数

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開設日数	298日	310日	308日	307日	308日
来所利用数	38,926組	38,055組	39,007組	37,487組	37,640組
相談利用数	3,307件	4,664件	4,581件	4,635件	5,284件
(内訳) 来所相談数	2,512件	3,510件	3,939件	3,921件	4,488件
(内訳) 電話相談数	253件	287件	131件	126件	115件
(内訳) 教室相談数	542件	867件	511件	588件	681件

・年齢別相談件数

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
0歳	1,316件	2,033件	2,044件	1,791件	2,391件
1歳	1,117件	1,413件	1,603件	1,634件	1,784件
2歳	558件	775件	587件	889件	875件
3歳以上	316件	443件	347件	321件	234件
合計	3,307件	4,664件	4,581件	4,635件	5,284件

・相談内容

相 談 項 目	25年度 (%)	26年度 (%)	27年度 (%)	28年度 (%)	29年度 (%)
基本的生活習慣(睡眠、食事、排泄等)	863件 (26)	1,274件 (27)	1,142件 (25)	1,200件 (26)	1,425件 (27)
発育・発達(歩行、言葉、社会性、性格、肥満等)	911件 (28)	1,240件 (26)	1,364件 (30)	1,477件 (32)	1,908件 (36)
医学的な問題(皮膚疾患、風邪症状、発熱、投薬等)	337件 (10)	448件 (10)	406件 (9)	360件 (8)	383件 (7)
生活環境(家庭内、近隣、地域等)	123件 (4)	274件 (6)	451件 (10)	235件 (5)	276件 (5)
育児方法(健康面、しつけ、教育の仕方等)	302件 (9)	500件 (11)	300件 (6)	182件 (4)	185件 (4)
その他(学校、園生活、情報提供等)	771件 (23)	928件 (20)	918件 (20)	1,181件 (25)	1,107件 (21)

・育児教室内容

分 野	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発育	(68回) 2,619名	(65回) 2,344名	(61回) 3,919名	(82回) 1,703名	(85回) 1,816名
情操	(30回) 1,205名	(30回) 1,086名	(31回) 1,710名	(52回) 612名	(32回) 931名
健康・食事	(18回) 603名	(18回) 593名	(18回) 957名	(45回) 479名	(24回) 575名
救急	(4回) 92名	(4回) 95名	(5回) 170名	(5回) 73名	(5回) 37名
親育ち	(6回) 162名	(7回) 165名	(5回) 171名	(6回) 105名	(18回) 320名
その他	(135回) 4,441名	(134回) 3,569名	(80回) 3,256名	(74回) 1,581名	(61回) 1,137名

(3) 子育てサロン

保育所、幼稚園および認定こども園は、家庭養育を支援する機能を備えています。
地域の子育てを支援するため、各施設において子育てサロンを実施しています。

内容 遊び場の提供（遊びの部屋・園庭の開放）、親同士の仲間作り、相談助言、
育児に関する情報交換

【市立認定こども園】

H30. 4. 1 現在

施設名	実施日	時間
認定こども園福岡あおぞらこども園	月 2～3 回水曜日	10:00～11:00

【私立認定こども園】

H30. 4. 1 現在

施設名	実施日	時間
認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園	月 3 回火曜日	10:00～11:15
認定こども園福岡幼稚園	月 1 回水曜日	10:00～11:00
認定こども園こぼと幼稚園	月 2～4 回 不定 (幼)	10:30～11:30
	月 1 回 火曜日 (保)	10:00～11:00
認定こども園坂ノ下保育園	年約 10 回	10:00～11:00
認定こども園ふたばこども園	毎週水曜日	9:30～11:00
認定こども園中田保育園	第 2・4 火曜日	10:00～11:30
認定こども園みつば保育園	毎週水・木・金曜日	10:00～12:00
認定こども園いずみ幼稚園	毎週月曜日(1・2 歳, 5 月～3 月)	10:00～11:30
	月 2 回 (未就園児)	10:00～11:30(水) 13:00～14:30(金)
認定こども園国吉ちくば保育園	月 3～4 回火曜日	10:00～11:30
認定こども園般若野保育園	第 1・2・3 水曜日	10:00～11:30

【私立幼稚園】

H30. 4. 1 現在

施設名	実施日	時間
高岡第一学園附属第一幼稚園	月 1～2 回	10:20～11:30
高岡第一学園附属第二幼稚園	第 2・4 木曜日	10:20～11:20
高岡第一学園附属第三幼稚園	第 2・3 水曜日	10:30～11:30
ひかり幼稚園	月 2 回	10:00～11:30
高岡第一学園附属福岡ひばり幼稚園	第 3 水曜日	9:40～11:00

【市立保育所】

H30. 4. 1 現在

施設名	実施日	時間
中央保育園	毎週木曜日	10:00～11:00
西部保育園	月 3 回水曜日	10:00～11:00
北部保育園	月 2～3 回水曜日	10:00～11:00
伏木古府保育園	月 2 回水曜日	10:00～11:00
佐野保育園	毎週木曜日	10:00～11:00
太田保育園	月 3 回木曜日	10:00～11:00
二塚保育園	月 4 回水曜日	10:00～11:00
川原保育園	月 3 回木曜日	10:00～11:00
戸出保育園	毎週水曜日	10:00～11:00
戸出東部保育園	月 3 回水曜日	10:00～11:00
はおか保育園	月 3 回火曜日	10:00～11:00

【私立保育所】

H30. 4. 1 現在

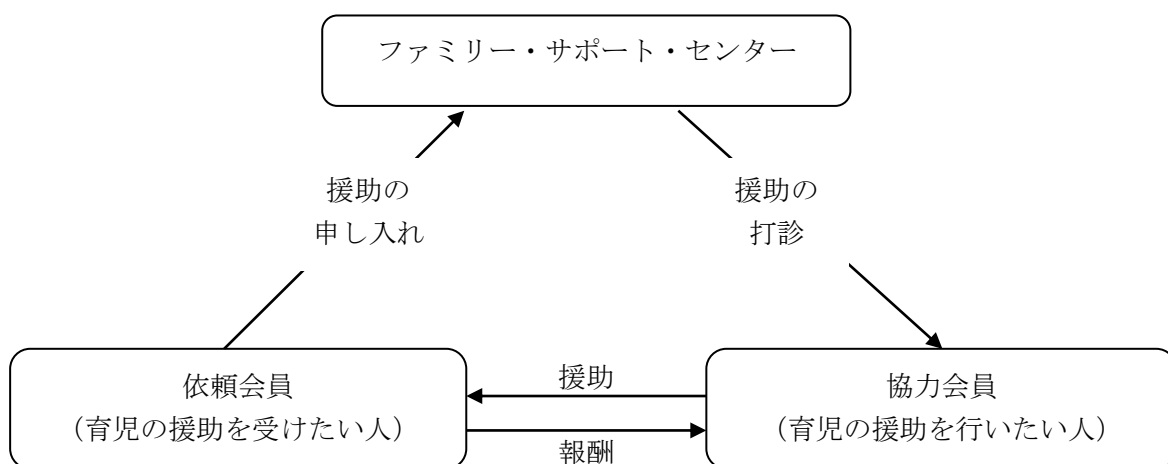
施設名	実施日	時間
南部保育園	第 1・2 火曜日	10:00～11:00
高岡保育園	毎週火・金曜日	10:00～11:30
正徳保育園	毎週水曜日	10:00～11:00
伏木保育園	第 2 水曜日・第 4 木曜日	10:00～11:00
吉久ひなどり保育園	毎週火曜日 (5 月～2 月)	10:00～11:00
和田保育園	不定期	9:00～12:00
国吉光徳保育園	第 2・4 木曜日	10:00～11:00
石堤保育園	毎週火曜日	10:00～11:00
立野保育所	毎週木曜日	10:00～11:30
市野瀬保育園	毎週木曜日	10:00～11:00
若葉保育園	第 4 水曜日 (月末)	10:00～11:00
上関保育園	年 11 回	10:00～11:00
戸出北部保育園	毎週木曜日	10:00～11:00
野村保育園	第 4 水曜日	10:00～11:00
すみれ保育園	毎週火曜日	10:00～11:00
つくし保育園	第 3 水曜日	10:00～11:00
福岡ひばり保育園	第 3 水曜日	9:40～11:00
戸出西部保育園	毎週水曜日	10:00～11:00
定塚保育園	第 1・2・3 水曜日	10:00～11:00
牧野みどり保育園	月 1 回水曜日	10:00～11:00

施設名	実施日	時間
能町保育園	毎週木曜日（5月～）	9:30～11:00

(4) 高岡市ファミリー・サポート・センター事業

(高岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱)

育児の援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリー・サポート・センター」を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援する事業を実施することにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに地域の子育て支援を行います。



- ・事務局所在地 高岡市昭和町1-2-9 アバンサルプラザ高岡1F
TEL 23-6116 FAX 23-6220
- ・運営主体 公益財団法人たかおか女性アカデミー
- ・開所時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
- ・育児の対象 0歳児～小学6年生

・利用金額（報酬）

基本時間（月～金 7：00～19：00）	700円／時間
基本時間外（月～金 19：00～）	900円／時間
土・日・祝日・年末年始	900円／時間
軽度の病児保育	900円／時間
複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目から報酬額が半額	

・利用実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
依頼会員	447人	540人	612人	631人	665人
協力会員	193人	218人	234人	249人	253人
両方会員	46人	48人	50人	59人	62人
援助件数	1,368件	1,543件	1,640件	1,347件	862件

(5) 放課後児童健全育成事業（高岡市放課後児童健全育成事業実施要綱）

原則として昼間保護者のいない家庭の児童に対し、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えるため、地域住民の積極的な協力を得て児童育成クラブを設置し、家庭、地域と一体となり、児童の健全育成に努めています。

名 称	所在地	電 話	開 設
太田校下児童育成クラブ	太田 3382-2 太田公民館	44-0494	S57.4
能町校下児童育成クラブ	能町南 2-110 能町小学校	21-5920	H2.4
能町おおぞら児童育成クラブ	能町南 2-110 能町小学校	22-2707	H28.4
東五位校下児童育成クラブ	内島 3516 東五位小学校	31-5871	H3.4
成美校下ひばり児童育成クラブ	京町 1-1 成美小学校	21-0170	H5.4
博労校下このゆびとまれ児童育成クラブ	博労本町 5-1 博労小学校	26-1874	H6.10
中田校下児童育成クラブ	下麻生 1108 中田コミュニティセンター	36-2387	H7.4
定塚校下児童育成クラブ	中川町 5-1 定塚小学校	22-0803	H7.7
南条校下児童育成クラブ	佐野 3838 南条小学校	28-6364	H8.4
戸出西部校下児童育成クラブ	戸出町 5-11-1 戸出西部小学校	63-7330	H8.4
野村校下児童育成クラブ	野村 898-4 野村児童センター敷地内	23-5535	H9.9
野村いわせの児童育成クラブ	蓮花寺 585 東部老人福祉センター敷地内	23-1880	H21.9
野村あきはぎ児童育成クラブ	野村 405 野村小学校	22-3088	H28.4
伏木たつの子育成クラブ	伏木東一宮 17-1 伏木小学校	44-0241	H9.9
木津っ子のびのびクラブ	木津 312-1 木津小学校	28-6537	H12.3
下関校下あさがお児童育成クラブ	東上関 8 下関小学校	22-1370	H12.4
戸出東部っ子ふれあいクラブ	戸出大清水 33 戸出東部小学校	63-0254	H12.4
西条こぼとキッズ	横田本町 1-1 西条小学校	22-1015	H12.4
国吉元気キッズクラブ	国吉 1099 国吉ちくば保育園敷地内	31-1338	H13.5
国吉元気キッズクラブジュニア	佐加野 2384 国吉小学校	22-1957	H29.4
横田校下児童育成クラブ	宮田町 9-1 横田小学校	23-5218	H13.12
古府校下児童育成クラブ	伏木古府元町 4-1 古府小学校	44-0211	H14.4
千鳥丘校下児童育成クラブ	立野 1863 千鳥丘小学校	31-0481	H15.4
二塚校下ひまわり児童育成クラブ	二塚 1260 二塚小学校	22-3899	H15.4
牧野校下児童育成クラブ	中曽根 6-1 牧野小学校前隣接地	84-3639	H16.4
かわらっこ育成クラブ	川原町 7-25 川原小学校前隣接地	22-1282	H16.7
万葉にこにこクラブ	二上町 1100 万葉小学校	22-1164	H16.9
平米校下児童育成クラブ	本町 12-1 平米小学校	22-1316	H16.10
福岡さくらっ子児童育成クラブ第一	福岡町福岡新 579-1 さくら会館 1F	64-6130	H29.4
福岡さくらっ子児童育成クラブ第二	福岡町福岡新 579-1 さくら会館 3F	64-6130	H17.11
石堤学童クラブ	石堤 459 石堤小学校	31-2119	H19.4

(6) 地域組織活動育成事業（高岡市地域組織活動育成事業要綱）

地域において児童を健全に育成することを目的として、以下の活動を行っています。

・ 活動内容

- ① 親子および世代間の交流・文化活動
- ② 児童養育に関する研修活動
- ③ 児童の事故防止等活動
- ④ その他、児童福祉の向上に寄与する活動

名称	所在地	組織年月日	拠点となる施設
中田父母クラブ連合会	中田 5191	H13. 4	中田公民館
成美ひばり地域活動クラブ	大坪町 3-7-56	S40. 4	成美公民館
伏木児童館母親クラブ	伏木東一宮 17-3	S48. 4	伏木児童館
野村児童センター母親クラブ	野村 898-4	S56. 4	野村児童センター
戸出児童センター母親クラブ	戸出 3-19-31	S62. 4	戸出児童センター
西部児童センター西条母親クラブ	千石町 1-16	H1. 4	西部児童センター
定塚母親クラブ	中川本町 12-6	H2. 4	定塚公民館
二塚母親クラブ	二塚 2211-3	H3. 4	二塚公民館
東五位地域活動クラブ	内島 151	H2. 4	東五位公民館
西部児童センター横田母親クラブ	千石町 1-16	H3. 4	西部児童センター
山王第一母親クラブ	福岡町江尻 50-7	S49. 4	山王公民館
山王第二母親クラブ	福岡町江尻 50-7	S59. 4	山王公民館
山王第三母親クラブ	福岡町江尻 50-7	H7. 4	山王公民館
赤丸母親クラブ	福岡町赤丸 675	S51. 4	赤丸公民館

3 子育て家庭等への経済的支援

(1) 医療費助成事業

区 分	内 容																								
こども・妊産婦医療費助成事業（富山県乳児・幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱） （高岡市こども医療助成条例）	○こども医療費助成事業 疾病の早期発見と適正な医療の確保を図り、こどもの健康の保持と福祉の増進に資するため、こどもの医療費の一部を保護者に助成します。																								
	・乳児医療費助成																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">登録者数</th> <th style="text-align: center;">延件数</th> <th style="text-align: center;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年度</td> <td style="text-align: center;">1, 210 人</td> <td style="text-align: center;">19, 085 件</td> <td style="text-align: center;">51, 023, 327 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年度</td> <td style="text-align: center;">1, 140 人</td> <td style="text-align: center;">18, 755 件</td> <td style="text-align: center;">51, 767, 077 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">1, 129 人</td> <td style="text-align: center;">18, 575 件</td> <td style="text-align: center;">49, 520, 951 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">1, 078 人</td> <td style="text-align: center;">18, 291 件</td> <td style="text-align: center;">51, 470, 730 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">1, 177 人</td> <td style="text-align: center;">18, 084 件</td> <td style="text-align: center;">47, 032, 453 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	延件数	助成額	平成 25 年度	1, 210 人	19, 085 件	51, 023, 327 円	平成 26 年度	1, 140 人	18, 755 件	51, 767, 077 円	平成 27 年度	1, 129 人	18, 575 件	49, 520, 951 円	平成 28 年度	1, 078 人	18, 291 件	51, 470, 730 円	平成 29 年度	1, 177 人	18, 084 件	47, 032, 453 円
	年度	登録者数	延件数	助成額																					
	平成 25 年度	1, 210 人	19, 085 件	51, 023, 327 円																					
	平成 26 年度	1, 140 人	18, 755 件	51, 767, 077 円																					
	平成 27 年度	1, 129 人	18, 575 件	49, 520, 951 円																					
	平成 28 年度	1, 078 人	18, 291 件	51, 470, 730 円																					
	平成 29 年度	1, 177 人	18, 084 件	47, 032, 453 円																					
	・こども（入院）医療費助成																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">登録者数</th> <th style="text-align: center;">延件数</th> <th style="text-align: center;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年度</td> <td style="text-align: center;">15, 935 人</td> <td style="text-align: center;">1, 045 件</td> <td style="text-align: center;">49, 807, 665 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年度</td> <td style="text-align: center;">18, 213 人</td> <td style="text-align: center;">837 件</td> <td style="text-align: center;">41, 038, 643 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">17, 949 人</td> <td style="text-align: center;">920 件</td> <td style="text-align: center;">47, 283, 386 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">17, 613 人</td> <td style="text-align: center;">894 件</td> <td style="text-align: center;">42, 040, 015 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">18, 104 人</td> <td style="text-align: center;">858 件</td> <td style="text-align: center;">40, 717, 430 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	延件数	助成額	平成 25 年度	15, 935 人	1, 045 件	49, 807, 665 円	平成 26 年度	18, 213 人	837 件	41, 038, 643 円	平成 27 年度	17, 949 人	920 件	47, 283, 386 円	平成 28 年度	17, 613 人	894 件	42, 040, 015 円	平成 29 年度	18, 104 人	858 件	40, 717, 430 円	
年度	登録者数	延件数	助成額																						
平成 25 年度	15, 935 人	1, 045 件	49, 807, 665 円																						
平成 26 年度	18, 213 人	837 件	41, 038, 643 円																						
平成 27 年度	17, 949 人	920 件	47, 283, 386 円																						
平成 28 年度	17, 613 人	894 件	42, 040, 015 円																						
平成 29 年度	18, 104 人	858 件	40, 717, 430 円																						
（経過）																									
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成 7 年 6 月 1 日より、幼児（満 1 歳児～小学校就学の始期に達するまで）の健康と保健の向上を目的に入院医療費助成を開始した。 ➤ 平成 20 年 10 月 1 日より、助成対象を満 1 歳から小学校 3 年生までに拡大した。 ➤ 平成 22 年 4 月 1 日より、助成対象を満 1 歳から小学校 6 年生までに拡大した。 ➤ 平成 24 年 10 月 1 日より、助成対象を満 1 歳から中学校 3 年生までに拡大した。 																									
・こども（通院）医療費助成																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">登録者数</th> <th style="text-align: center;">延件数</th> <th style="text-align: center;">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年度</td> <td style="text-align: center;">14, 620 人</td> <td style="text-align: center;">216, 302 件</td> <td style="text-align: center;">371, 973, 750 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年度</td> <td style="text-align: center;">18, 213 人</td> <td style="text-align: center;">222, 376 件</td> <td style="text-align: center;">400, 664, 772 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">17, 949 人</td> <td style="text-align: center;">241, 292 件</td> <td style="text-align: center;">439, 121, 126 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">17, 613 人</td> <td style="text-align: center;">255, 884 件</td> <td style="text-align: center;">468, 423, 795 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">18, 104 人</td> <td style="text-align: center;">245, 060 件</td> <td style="text-align: center;">446, 409, 218 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	延件数	助成額	平成 25 年度	14, 620 人	216, 302 件	371, 973, 750 円	平成 26 年度	18, 213 人	222, 376 件	400, 664, 772 円	平成 27 年度	17, 949 人	241, 292 件	439, 121, 126 円	平成 28 年度	17, 613 人	255, 884 件	468, 423, 795 円	平成 29 年度	18, 104 人	245, 060 件	446, 409, 218 円	
年度	登録者数	延件数	助成額																						
平成 25 年度	14, 620 人	216, 302 件	371, 973, 750 円																						
平成 26 年度	18, 213 人	222, 376 件	400, 664, 772 円																						
平成 27 年度	17, 949 人	241, 292 件	439, 121, 126 円																						
平成 28 年度	17, 613 人	255, 884 件	468, 423, 795 円																						
平成 29 年度	18, 104 人	245, 060 件	446, 409, 218 円																						

	<p>(経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成8年6月より、第3子以降の3歳未満を対象に開始した。 ➤ 平成12年7月1日より、助成対象を満1歳から満4歳までに拡大した。 ➤ 平成13年4月1日より、助成対象を満1歳から就学前児までに拡大した。 ➤ 平成20年10月1日より、助成対象を満1歳から小学校3年生までに拡大した。 ➤ 平成24年10月1日より、助成対象を満1歳から小学校6年生までに拡大した。 ➤ 平成26年10月1日より、助成対象を小学校6年生から中学校3年生までに拡大した。 <p>○妊産婦医療費助成事業</p> <p>疾病の早期発見と適正な医療により、母子の健康保持及び増進を図ることを目的に、医療費のうち自己負担分を助成します。</p> <table border="1" data-bbox="454 792 1428 1061"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録者数</th> <th>延件数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>122人</td> <td>1,385件</td> <td>36,085,117円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>101人</td> <td>829件</td> <td>19,208,733円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>101人</td> <td>956件</td> <td>21,856,151円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>97人</td> <td>856件</td> <td>23,161,618円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>98人</td> <td>953件</td> <td>24,139,362円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	延件数	助成額	平成25年度	122人	1,385件	36,085,117円	平成26年度	101人	829件	19,208,733円	平成27年度	101人	956件	21,856,151円	平成28年度	97人	856件	23,161,618円	平成29年度	98人	953件	24,139,362円
年度	登録者数	延件数	助成額																						
平成25年度	122人	1,385件	36,085,117円																						
平成26年度	101人	829件	19,208,733円																						
平成27年度	101人	956件	21,856,151円																						
平成28年度	97人	856件	23,161,618円																						
平成29年度	98人	953件	24,139,362円																						
<p>不妊治療費助成事業</p>	<p>特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する医療費の一部を助成します。</p> <p>(対象) 市内に1年以上居住している夫婦(妻の年齢が42歳以下)が、指定医療機関において体外受精または顕微授精を受けていること。</p> <table border="1" data-bbox="485 1247 1428 1516"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延件数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>377件</td> <td>31,386,832円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>392件</td> <td>33,535,849円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>496件</td> <td>32,921,680円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>331件</td> <td>20,511,319円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>343件</td> <td>21,920,316円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延件数	助成額	平成25年度	377件	31,386,832円	平成26年度	392件	33,535,849円	平成27年度	496件	32,921,680円	平成28年度	331件	20,511,319円	平成29年度	343件	21,920,316円						
年度	延件数	助成額																							
平成25年度	377件	31,386,832円																							
平成26年度	392件	33,535,849円																							
平成27年度	496件	32,921,680円																							
平成28年度	331件	20,511,319円																							
平成29年度	343件	21,920,316円																							
<p>養育医療給付</p>	<p>身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児(0歳)に対して、その治療に必要な医療費のうち自己負担分を助成している。</p> <p>(対象) 指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児</p> <table border="1" data-bbox="485 1657 1428 1874"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延件数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>74件</td> <td>6,500,326円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>100件</td> <td>12,255,287円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>126件</td> <td>12,907,546円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>86件</td> <td>9,201,059円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延件数	助成額	平成26年度	74件	6,500,326円	平成27年度	100件	12,255,287円	平成28年度	126件	12,907,546円	平成29年度	86件	9,201,059円									
年度	延件数	助成額																							
平成26年度	74件	6,500,326円																							
平成27年度	100件	12,255,287円																							
平成28年度	126件	12,907,546円																							
平成29年度	86件	9,201,059円																							

<p>不育症治療費助成</p>	<p>不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>(対象者) 市内に1年以上居住しており、医療保険に加入している夫婦 (助成対象) 不育症の保険適用の検査、へパリンを主とする治療</p> <table border="1" data-bbox="485 360 1425 450"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 360 777 405">年度</th> <th data-bbox="777 360 1082 405">延件数</th> <th data-bbox="1082 360 1425 405">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 405 777 450">平成 29 年度</td> <td data-bbox="777 405 1082 450">7 件</td> <td data-bbox="1082 405 1425 450">251, 530 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延件数	助成額	平成 29 年度	7 件	251, 530 円
年度	延件数	助成額					
平成 29 年度	7 件	251, 530 円					

(2) 児童手当（児童手当法）

国、県、市および事業主が費用を持ち合い、家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成および資質の向上を図るため、中学校修了までの児童を養育している人に支給します。

○手当を受けられる人（受給者）

中学校修了前の児童を養育している保護者および入所施設等

・平成30年2月時点の受給者数 11,638人（児童手当11,091人※）、特例給付547人

（※）内 施設1、里親1

○手当額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

○支給時期

平成29年度は、平成29年2月～5月分を6月に、6～9月分を10月に、10月～平成30年1月分を平成30年2月に支給しました。

○所得制限

扶養親族等の数	所得額（万円）
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774

※扶養親族数の数が5人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を越えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

○平成 29 年度実績

区分			支給額 (1人あたり)	延児童数	支払額	
児童手当	3歳未満	被用者	第1子	15,000	15,655	234,825,000
			第2子	15,000	12,543	188,145,000
			第3子以降	15,000	4,037	60,555,000
		計		32,235	483,525,000	
		非被用者	第1子	15,000	2,226	33,390,000
			第2子	15,000	1,737	26,055,000
	第3子以降		15,000	970	14,550,000	
	計		4,933	73,995,000		
	小学校3歳修了前	被用者	第1子	10,000	55,787	557,870,000
			第2子	10,000	43,205	432,050,000
			第3子以降	15,000	11,443	171,645,000
		計		110,435	1,161,565,000	
		非被用者	第1子	10,000	9,676	96,760,000
			第2子	10,000	6,821	68,210,000
	第3子以降		15,000	2,118	31,770,000	
	計		18,615	196,740,000		
	中学生	被用者	第1子	10,000	24,054	240,540,000
			第2子	10,000	14,255	142,550,000
			第3子以降	10,000	1,028	10,280,000
		計		39,337	393,370,000	
非被用者		第1子	10,000	4,383	43,830,000	
		第2子	10,000	2,340	23,400,000	
	第3子以降	10,000	226	2,260,000		
計		6,949	69,490,000			
合計				212,504	2,378,685,000	
特例給付	3歳未満	被用者	第1子	5,000	330	1,650,000
			第2子	5,000	397	1,985,000
			第3子以降	5,000	105	525,000
		計		832	4,160,000	
		非被用者	第1子	5,000	69	345,000
			第2子	5,000	65	325,000
	第3子以降		5,000	29	145,000	
	計		163	815,000		
	小学校3歳修了前	被用者	第1子	5,000	2,509	12,545,000
			第2子	5,000	2,329	11,645,000
			第3子以降	5,000	673	3,365,000
		計		5,511	27,555,000	
		非被用者	第1子	5,000	341	1,705,000
			第2子	5,000	381	1,905,000
	第3子以降		5,000	184	920,000	
	計		906	4,530,000		
	中学生	被用者	第1子	5,000	1,475	7,375,000
			第2子	5,000	1,020	5,100,000
			第3子以降	5,000	41	205,000
		計		2,536	12,680,000	
非被用者		第1子	5,000	278	1,390,000	
		第2子	5,000	151	755,000	
	第3子以降	5,000	24	120,000		
計		453	2,265,000			
合計				10,401	52,005,000	

施設等入所児童の内数（施設1、里親1）

区分		支給額 (1人あたり)	延児童数	支払額
3歳未満	被用者	15,000	0	0
	非被用者	15,000	4	60,000
3歳以上小学校修了前	被用者	10,000	26	260,000
	非被用者	10,000	159	1,590,000
中学生	被用者	10,000	0	0
	非被用者	10,000	95	950,000
合計			284	2,860,000
総合計			223,189	2,433,550,000

※延児童数及び支払額には、未返納及び児童手当交付金返還金に係る分を含まない。

4 ひとり親家庭支援の充実

母子および父子家庭の経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸付(低利または無利子)、医療費助成等、日常生活のいろいろな相談を行っています。

母子・父子世帯状況

○母子世帯状況

母子世帯となった原因別世帯数および構成比

単位：人

年度	死別	離婚	未婚	障害	その他	計
平成 26 年度	124 (8.5%)	1,188 (81.4%)	130 (8.9%)	14 (1.0%)	4 (0.2%)	1,460 (100%)
平成 27 年度	99 (7.4%)	1,095 (82.2%)	120 (9.0%)	15 (1.1%)	4 (0.3%)	1,333 (100%)
平成 28 年度	96 (7.9%)	986 (80.9%)	101 (8.3%)	11 (0.9%)	25 (2.0%)	1,219 (100%)
平成 29 年度	92 (7.7%)	975 (81.7%)	108 (9.0%)	11 (0.9%)	8 (0.7%)	1,194 (100%)
平成 30 年度	90 (7.8%)	925 (80.2%)	106 (9.2%)	14 (1.2%)	18 (1.6%)	1,153 (100%)

(※4月1日現在の20歳未満の児童のいる母子世帯)

○父子世帯状況

父子世帯となった原因別世帯数および構成比

単位：人

年度	死別	離婚	その他	計
平成 26 年度	19 (11.8%)	131 (81.9%)	10 (6.3%)	160 (100%)
平成 27 年度	18 (13.1%)	111 (80.4%)	9 (6.5%)	138 (100%)
平成 28 年度	18 (13.1%)	111 (80.4%)	9 (6.5%)	138 (100%)
平成 29 年度	13 (9.4%)	104 (75.4%)	21 (15.2%)	138 (100%)
平成 30 年度	15 (12.6%)	98 (82.4%)	6 (5.0%)	119 (100%)

(※4月1日現在の20歳未満の児童のいる父子世帯)

(1) 児童扶養手当（児童扶養手当法）

母子・父子家庭の経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため手当の支給を行っています。

○手当を受けられる人

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（中度以上の障害を有する児童は20歳未満）児童を監護している父もしくは母または養育者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定以上の障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母がDV防止法に基づく保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ 父母ともに不明である児童

○手当額

所得額等に応じて支給されます。（平成30年4月改定）

区分	児童数 1人のとき (月額)	2人のとき (月額)	3人以上のとき (月額)
全部支給	42,500円	52,540円	1人増すごとに左記に 6,020円を加算
一部支給	42,490～10,030円	52,520～15,050円	1人増すごとに左記に 6,010～3,010円を加算

○支給時期

4月、8月、12月

○受給者数と支給実績

	受給者数(人) [※4月1日現在]				児童数(人) [※4月1日現在]				支給額(円)
	全部 支給	一部 支給	支給 停止	計	全部 支給	一部 支給	支給 停止	計	
平成25年度	464	720	212	1,396	727	1,024	283	2,034	531,736,970
平成26年度	528	602	222	1,352	841	826	292	1,959	507,437,750
平成27年度	500	622	189	1,311	788	848	246	1,882	493,714,370
平成28年度	441	621	196	1,258	677	854	250	1,781	476,207,250
平成29年度	425	608	193	1,226	654	833	245	1,732	476,192,990
平成30年度	394	577	199	1,170	595	782	254	1,631	—

(2) ひとり親家庭等医療費助成事業

区 分	内 容			
ひとり親家庭等 医療費助成 (高岡市ひとり 親家庭等医療費 助成条例)	ひとり親家庭等の健康を守り福祉を増進するために、医療機関で保険診療を受けた際に支払う医療費を助成します。			
	(対象) 高岡市に住むひとり親家庭等の対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(ただし満1歳未満の児童は除く。)とその母または父、養育者			
	年度	受給世帯(受給者数) [※4月1日現在]	受給延件数	医療費支払額
	25	1,275世帯(3,163人)	35,946件	110,089,062円
	26	1,214世帯(3,026人)	35,256件	108,999,845円
	27	1,202世帯(2,950人)	34,937件	104,505,098円
	28	1,134世帯(2,749人)	35,507件	107,017,714円
	29	1,094世帯(2,650人)	33,262件	107,117,278円
30	1,028世帯(2,471人)	—	—	

(3) 福祉資金等貸付事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第31条の6・第32条)

① 母子・父子寡婦福祉資金(受託事務)

母子家庭等の生活の安定と向上のため、低利または無利子で借りることのできる資金です。

◇母子・父子福祉資金貸付対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子
- ・20歳未満の父母のない児童

◇寡婦福祉資金貸付対象

- ・20歳以上の子を扶養している配偶者のない女子
- ・子を扶養していない配偶者のない女子(所得・年齢制限があります)

② 母子家庭等援護資金貸付（高岡市母子家庭等援護資金貸付要綱）

母子・父子家庭及び寡婦に対し生活資金等を融通することで、その生活意欲の増進および生活の安定を図ることを目的としています。（高岡市母子寡婦福祉会へ委託）

貸付金の種類	小口資金	つなぎ資金
貸付対象	生活、教育、医療資金など臨時の出費があり、一時的に資金を必要とする者	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付が決定された者で、当該貸付金が貸し付けられるまでの期間に資金を必要とするもの
貸付金額	10万円以内	10万円以内
利子	無利子	無利子
償還期間	貸付を受けた翌月から6か月以内	母子福祉資金、父子福祉資金・寡婦福祉資金および生活福祉資金が貸し付けられたとき
償還方法	一括または5回分割	一括
物的担保	なし	なし
保証人	保証人は原則として1人	保証人は1人

・貸付実績

年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
教育費	件数	66	63	70	76	69
	貸付額（千円）	1,340	1,510	1,550	1,460	1,080
生活費	件数	108	102	110	109	112
	貸付額（千円）	2,100	2,130	2,170	1,875	2,070
合計		174	165	180	185	181
		3,440	3,640	3,720	3,335	3,150

(4) 母子家庭等対策総合支援事業

① 自立支援教育訓練給付金事業

就業に向けた能力開発や資格取得のために経理事務、ホームヘルパーなど、指定された教育訓練を受講する母子家庭の母および父子家庭の父に対して給付金を支給します。

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座および市長が指定する講座
支給額	(1)雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方 対象講座の受講料の60%に相当する額（ただし上限20万円、下限12千円） (2)雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方 (1)に定める額から雇用保険制度で支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
対象者	次のすべての要件を満たす方 (1)児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にあること (2)市の母子・父子自立支援員等との相談を通じて、適職に就くために必要であると認められること ※事前相談必要

② 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母および父子家庭の父が生活の安定に資する対象資格の取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

対象資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、薬剤師、社会福祉士、歯科衛生士、栄養士、調理師その他市長が必要と認める資格
支給対象期間	修業する全期間（上限3年）
支給額	<p>高等職業訓練促進給付金 ※在学途中でも可 月額 110,000 円（市町村民税非課税世帯） 月額 70,500 円（市町村民税課税世帯）</p> <p>高等職業訓練修了支援給付金 ※入学から卒業まで対象要件を満たす方 1回のみ 50,000 円（市町村民税非課税世帯） 1回のみ 25,000 円（市町村民税課税世帯）</p>
対象者	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること</p> <p>(2) 市の母子・父子自立支援員等との相談を通じて、適職に就くために必要であると認められること</p> <p>(3) 仕事または育児と養成機関における修業の両立が困難であると認められること</p>

・支給実績（上段：件数、下段：支給額）

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
① 自立支援教育 訓練給付金	0 件	1 件	0 件	0 件	3 件
	—	32,000 円	—	—	88,872 円
② 高等職業訓練 促進給付金	14 件	13 件	8 件	8 件	6 件
	15,254,000 円	10,745,500 円	7,113,000 円	7,687,000 円	4,941,000 円

・支給実績（上段：件数、下段：支給額）

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
① 自立支援教育 訓練給付金	0 件	1 件	0 件	0 件	3 件
	—	32,000 円	—	—	88,872 円
② 高等職業訓練 促進給付金	14 件	13 件	8 件	8 件	6 件
	15,254,000 円	10,745,500 円	7,113,000 円	7,687,000 円	4,941,000 円
③ ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	—	—	—	0 件	1 件
	—	—	—	—	150,000 円

(5) ひとり親家庭等生活応援手当

両親の保護に欠ける児童の保護者に手当を支給し、その児童の健全な成長と福祉の増進を図ることを目的としています。

○手当を受けられる人

次のいずれかに該当する義務教育修了前の児童と生計を共にし、養育している者

※(1)～(3)のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 両親の保護に欠ける義務教育修了前の児童を養育していること
- (2) 毎年4月1日から10月1日まで、高岡市に住所があること
- (3) 当該年度の市民税が非課税の世帯※であること

※平成27年度より、「保護者」から「世帯」に変更

○手当額

児童1人につき年額20,000円（10月以降に商品券で支給します。）

○支給実績

年度	受給者数（世帯数）	児童数	支給額
平成25年度	577人	843人	16,860,000円
平成26年度	548人	802人	16,040,000円
平成27年度	370世帯	541人	10,820,000円
平成28年度	341世帯	487人	9,740,000円
平成29年度	326世帯	480人	9,600,000円

(6) 母子生活支援施設（広域入所）（児童福祉法第38条）

夫の暴力等から避難し、保護が必要である母子の家庭生活基盤の確立を図るため、住所地から離れた地域の母子生活支援施設への入所を援助するとともに、母親への就労支援等を行っています。

5 障がい児施策の充実

(1) きずな子ども発達支援センター

施設の種別	児童発達支援施設・医療型児童発達支援施設・診療所 指定障害児相談支援事業所		
設置場所	高岡市江尻279番地		
設置年月日	平成11年6月1日		
設置運営	高岡市		
定員	児童発達支援	50人	
	医療型児童発達支援	20人	
施設規模	敷地	2,693.76㎡	
	建物	鉄筋コンクリート造2階建	延床面積1,870.89㎡
	研修棟	(平成24年10月完成)	
	敷地	199.81㎡	
	建物	プレハブ平屋建	延床面積116.18㎡

1 施設運営目的

心身の発達に特別な配慮や支援が必要な子どものために、医療・看護・訓練・保育が連携して療育を行うことで、子どもの健やかな発達と自立への基礎づくりをすることを目的としている。
※平成24年4月より、制度の変更に伴い、新たな児童発達支援サービスを提供することとなり、「きずな学園」を「きずな子ども発達支援センター」に名称変更した。

2 活動支援方針

(1) 外来診療

心身に発達上の問題をもつ子どもの、診療・評価・検査・診断により必要な治療・訓練・カウンセリング・家族指導などを行う。また、予約による外来診療の他、通園児の診療および健康管理を行う。(対象は0歳～18歳まで)

(2) 発達支援

①通園部門

(肢体不自由クラス：定員20名)

運動機能に障がいをもつ就学前の子どもが保護者と共に通園し、専門的な診療・訓練・保育を受ける。集団生活の中でさまざまな活動を体験し、運動機能の促進を図るとともに基本的な生活習慣や社会性が身につくように支援する。

(知的障害・発達障害クラス：定員30名)

知的発達に問題のある就学前の子どもが通園し、集団生活の中でいろいろな活動を体験したり、医師の診察に基づいて適切な訓練を受けたりして、基本的な生活習慣や社会性が身につくように支援する。

②外来部門（定員20名/日）

発達に問題のある在宅または保育所・幼稚園等に通う子どもが、基本的な生活習慣や社会性を身につけられるよう、個別指導やグループ指導を行う。また、保護者に対する育児指導を行う。

(3) 地域支援（発達支援室）

①訪問支援等（高岡市内）

保育所・幼稚園・学校・子育て支援センター・放課後児童育成クラブなどの子どもが集う場へ、申請に応じて訪問し、すべての子どもにとって望ましい育ちを保證できるような支援のあり方を伝えるとともに、職員のスキルアップを図る。その他、「困り感」のある保護者との面談を行う。

【平成29年度訪問支援実績】（訪問カ所および支援対象幼児・児童・生徒数）

幼稚園 6カ所89人、保育所 30カ所376人、認定こども園 9カ所147人、小学校 26カ所637人、

支援学校 1カ所3人、中学校 5カ所15人、放課後児童育成クラブ 10カ所110人、
子育て支援センター 1カ所10人

②相談支援

子どもの発達支援に関する支援利用計画を作成し、一人ひとりの状況に合ったサービスを提供する。

③発達支援人材育成

子どもの発達を支える地域人材（保育士・教師・保護者・地域の人々等）の育成を図る。

④発達支援ネットワーク（高岡市内）

保育所・幼稚園・学校・保健センター・児童相談所等の市内の発達を支援する機関と連携し、子どもの発達を支えるための活動を行う。

(4) 障がい児等療育支援事業

訓練士・保育士が療育全般に関する相談を行う。また、地域巡回等による在宅障害児と保護者への相談・指導や障害児が通う保育所・幼稚園・障がい児通園事業を実施する施設の職員に対し、専門的な療育指導を行う。

3 診療・検査および訓練の概要（平成29年度実績）

内 容		件 数
診 療	小児神経科	2,070
	整形外科	167
検 査	CT、MRI、EEG、XP	0
	血液	25
訓 練	理学療法	3,521
	作業療法	2,122
	言語聴覚療法	1,959
心 理 評 価		190
摂 食		195
装 具		18

※
CT：コンピュータ断層撮影
MRI：磁気共鳴コンピュータ断層撮影
EEG：脳波検査
X-P：レントゲン写真撮影

4 通園児童および利用者の概要（平成29年度実績）

①□肢体不自由児通園

区 分	1 歳		2 歳		3 歳		4 歳		5 歳		男女別計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
在籍者数（人）	0	0	1	1	4	4	3	0	0	3	8	8	16

②知的障害・発達障がい児通園

区 分	1 歳		2 歳		3 歳		4 歳		5 歳		男女別計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
在籍者数（人）	0	0	0	0	9	1	7	3	8	2	24	6	30

③児童発達支援事業（旧児童デイサービス事業）

（利用者 224人、延利用回数 3,530回）

④保育所等訪問支援事業

（利用者 2人、延利用回数 9回）

⑤相談支援事業

（新規契約 126件、更新契約 100件、モニタリング 279件）

⑥障害児等療育支援事業（県委託事業）

（相談支援回数：訪問療育 18件、外来療育 47件、施設支援 188件）

(2) 特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

精神または身体に障がいのある児童を養育している父または母に経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため手当の支給を行っています。

区 分	内 容			
対象児童の障がいの程度について	(1級) 身体障がい等級1～2級の者、知的障がい者で、療育手帳Aの者、前記と同程度以上の障害を有する者 (2級) 身体障がい等級3～4級の者、知的障がい概ねIQ50以下の者、前記と同程度以上の障害を有する者			
手 当 額	平成29年4月1日から			
	1級（月額）	児童1人につき 51,700円		
	2級（月額）	児童1人につき 34,430円		
受 給 者 数	※各年度4月1日現在			
		1級	2級	計
	平成26年度	102人	120人	222人
	平成27年度	98人	130人	228人
	平成28年度	92人	131人	223人
	平成29年度	87人	136人	223人
	平成30年度	86人	139人	225人

6 安心して子育てができる環境の整備

(1) 子育て相談

子育て支援センターにおいて、育児の育成に関する悩みについて、相談に応じています。

(2) 家庭児童相談事業

① 子ども家庭相談事業

児童館、児童センターにおいて、家庭における児童の育成に関する悩みについて、相談に応じています。

・相談場所

施設名	場所	開館時間	休館日
伏木児童館	伏木東一宮 17-3 TEL 44-0595	月～土曜日 午前 10 時～午後 5 時 30 分	日曜日、祝祭日、 年末・年始
野村児童センター	野村 898-4 TEL 23-3893	火～日曜日 午前 10 時～午後 5 時 30 分 (第 3 日曜日を除く)	月曜日(第 3 日曜日の 翌日を除く)、 第 3 日曜日、祝祭日、 年末・年始
戸出児童センター	戸出町 3-19-31 TEL 63-2370		
西部児童センター	千石町 1-16 TEL 26-1347		
福岡児童館	福岡町福岡新 579-1 TEL 64-2919	月～土曜日 午前 10 時～午後 5 時 30 分	日曜日、祝祭日、 年末・年始

- ・対象者 小・中学生および高校生とその保護者
- ・相談内容 生活習慣、家庭における児童の育成に関する諸問題など

② 家庭児童相談室（家庭児童相談室設置運営要綱に基づき子ども・子育て課内に設置）

家庭における児童の福祉の向上を図るため、家庭での人間関係の正常化、児童養育の適正化などの相談について専門の相談員が応じています。

専用電話 TEL20-1329

(3) 母子父子家庭相談

母子父子自立支援員が母子・父子家庭の経済上の問題、子どもの養育問題等の各種相談を受け、自立に向け助言を行っています。

相談先 子ども・子育て課 TEL20 - 1381

・母子父子家庭相談実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	283 件	322 件	377 件	329 件	316 件

(4) 女性相談事業

女性の保護と自立援助を図るため、女性相談員が各種相談を受け、助言を行っています。

- ・相談先 子ども・子育て課 TEL20 - 1381
- ・女性相談実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	280 件	297 件	304 件	298 件	313 件

(5) 要保護児童対策事業（高岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱）

児童虐待に対して、適切な対応が可能となるよう教育、医療、保健、福祉および司法等を含めたネットワークを整備し、要保護児童等の早期発見とサポートシステムを構築するため、「高岡市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

高岡市要保護児童対策地域協議会取扱ケースについて

- ・児童相談件数の推移

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	59 件	63 件	91 件	133 件	149 件

(6) 助産施設（児童福祉法第 22 条）

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないときは、助産施設で助産を行います。

施設名 高岡市民病院、済生会高岡病院

- ・入所実績

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件

市立認定こども園

H30. 4. 1 現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	電話番号
1	認定こども園 福岡あおぞらこども園	高岡市 福岡町土屋 115-1	高岡市	H28.3.31	幼 15 保 70	64-2509
計					幼 15 保 70	

私立認定こども園

H30. 4. 1 現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
1	認定こども園 福岡幼稚園	高岡市 福岡町福岡新 579-1	学校法人 富山学院	H21. 3. 26	幼 50 保 120	鉄筋 2階建	64-3755
2	認定こども園 かたかご幼稚園 かたかご保育園	高岡市 伏木古国府 16-15	学校法人 伏木中央学園	H22. 3. 29	幼 120 保 130	鉄筋 2階建	44-0200
3	認定こども園 こぼと幼稚園	高岡市蓮花寺 32(幼) 高岡市蓮花寺 79-1(保)	学校法人華聴学園	H24. 8. 31	幼 135 保 90	鉄骨 平屋建	25-5810(幼) 26-8103(保)
4	認定こども園 坂ノ下保育園	高岡市 大手町 17-17	社会福祉法人 坂ノ下福祉会	H27. 4. 1	幼 15 保 65	鉄筋 2階建	24-4422
5	認定こども園 ふたばこども園	高岡市 永楽町 6-65	社会福祉法人 双葉保育園	H28. 4. 1	幼 6 保 130	鉄筋 2階建	24-2359
6	認定こども園 中田保育園	高岡市 中田 4498	社会福祉法人 中田保育園	H29. 4. 1	幼 10 保 100	鉄筋 2階建	36-1008
7	認定こども園 みつば保育園	高岡市 荒屋敷 356-4	社会福祉法人 みつば福祉会	H29. 4. 1	幼 5 保 245	鉄筋 2階建	31-2848
8	認定こども園 いずみ幼稚園	高岡市 上黒田 14	学校法人清泉学園	H29. 4. 1	幼 105 保 60	鉄筋 2階建	21-3840
9	認定こども園 国吉ちくば保育園	高岡市 国吉 1099	社会福祉法人 国吉ちくば保育園	H30. 4. 1	幼 3 保 47	鉄筋 2階建	31-0749
10	認定こども園 般若野保育園	高岡市 若杉 118-5	社会福祉法人 般若野保育園	H30. 4. 1	幼 2 保 68	鉄筋 平屋建	36-1328
計					幼 451 保 1,055		

私立幼稚園

H30.4.1 現在

	施設名	所在地	経営主体	認可 年月日	定員	電話番号
1	高岡第一学園附属 第一幼稚園	高岡市 本郷 2-1-35	学校法人 高岡第一学園	S40.3.23	300	22-6338
2	高岡第一学園附属 第二幼稚園	高岡市 伏木古府元町 2-30	学校法人 高岡第一学園	S42.3.29	85	44-2250
3	高岡第一学園附属 第三幼稚園	高岡市 佐野 645	学校法人 高岡第一学園	S44.8.1	280	21-0630
4	高岡第一学園附属 第五幼稚園	高岡市 中曽根 740-7	学校法人 高岡第一学園	S59.11.1	150	82-4177
5	ひかり幼稚園	高岡市 野村 1068	学校法人 清光学園	S47.12.27	155	22-2323
6	高岡第一学園福岡 ひばり幼稚園	高岡市 福岡町江尻 50-5	学校法人 高岡第一学園	H16.12.27	75	64-6811
	計				1,045	

市立保育所

H30. 4. 1 現在

施設名		所在地	経営主体	認可 年月日	定員	建物	電話番号
1	中央保育園	高岡市 丸の内 2-25	高岡市	S23. 10. 1	60	鉄筋 2階建	22-2554
2	西部保育園	高岡市 横田本町 4-5	高岡市	S28. 10. 1	110	鉄筋 2階建	22-2054
3	北部保育園	高岡市 開発本町 268	高岡市	S32. 4. 1	50	木造 平屋建	23-1262
4	伏木古府保育園	高岡市 伏木矢田 7-1	高岡市	S28. 6. 1	120	鉄筋 2階建	44-0336
5	佐野保育園	高岡市 佐野 376	高岡市	S38. 1. 1	80	鉄筋 2階建	22-4096
6	太田保育園	高岡市 太田 644-1	高岡市	S39. 1. 1	60	鉄筋 2階建	44-1672
7	二塚保育園	高岡市 二塚 968-2	高岡市	S40. 1. 1	80	鉄筋 平屋建	23-5758
8	川原保育園	高岡市 内免 1 丁目 1-1	高岡市	S28. 12. 5	60	鉄筋 2階建	22-3705
9	戸出保育園	高岡市 戸出町 3 丁目 3-22	高岡市	S25. 4. 1	80	鉄筋 2階建	63-0072
10	戸出東部保育園	高岡市 戸出大清水 23	高岡市	S41. 4. 1	60	鉄筋 平屋建	63-0628
11	はおか保育園	高岡市 波岡 156	高岡市	S44. 4. 1	90	木造 平屋建	22-3676
12	万葉なかよし保育	高岡市 二上町 1105-1	高岡市	H27. 4. 1	140	鉄筋 平屋建	22-1881
13	牧野かぐら保育園	高岡市 姫野 654-5	高岡市	H30. 4. 1	150	鉄骨 2階建	82-2325
計					1, 140		

私立保育所

H30.4.1 現在

施設名	所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号	
1	さくら保育園	高岡市 東上関 466	社会福祉法人 西本願寺高岡福祉会	S28.11.2	140	鉄筋 2階建	23-4196
2	南部保育園	高岡市 清水町 2丁目 12-35	社会福祉法人 南部福祉会	S29.6.1	60	鉄筋 3階建	22-4698
3	高岡保育園	高岡市 南幸町 2-1	社会福祉法人 鳳凰児童福祉会	S23.9.1	110	鉄筋 2階建	22-2748
4	成美保育園	高岡市 京町 11-45	社会福祉法人 成美保育園	S23.9.14	120	鉄筋 2階建	22-3975
5	正徳保育園	高岡市 木町 1	社会福祉法人 正徳保育園	S29.4.1	60	鉄筋 2階建	22-4668
6	伏木保育園	高岡市 伏木本町 9-15	社会福祉法人 伏木保育園	S22.4.1	100	鉄筋 2階建	44-0404
7	吉久ひなどり 保育園	高岡市 吉久 2丁目 5-71	社会福祉法人 吉久ひなどり福祉協会	S28.11.5	60	鉄筋 2階建	84-2729
8	和田保育園	高岡市 羽広 1丁目 483	社会福祉法人 和田保育園	S26.4.1	140	鉄筋 平屋建	23-1321
9	国吉光徳保育 園	高岡市 細池 425	社会福祉法人 国吉光徳保育園	S34.4.1	60	鉄筋 2階建	22-7810
10	石堤保育園	高岡市 柴野 1276	社会福祉法人 石堤児童福祉会	S36.1.1	50	鉄筋 2階建	31-2922
11	立野保育所	高岡市 立野 2615	社会福祉法人 立野保育所	S38.10.1	60	鉄筋 2階建	31-1551
12	市野瀬保育園	高岡市 戸出市野瀬 341	社会福祉法人 市野瀬福祉会	S25.4.1	100	鉄筋 2階建	63-1233
13	若葉保育園	高岡市 野村 896-3	社会福祉法人 若葉福祉会	S43.4.1	160	鉄筋 2階建	24-7722
14	上関保育園	高岡市 泉町 11-31	社会福祉法人 上関保育園	S52.4.1	150	鉄筋 2階建	25-1542
15	戸出北部保育 園	高岡市 戸出町 6丁目 5-13	社会福祉法人 戸出北部保育園	S53.1.1	90	鉄筋 2階建	63-2483
16	野村保育園	高岡市 野村 240	社会福祉法人 高陵児童福祉会	S54.4.1	240	鉄筋 2階建	24-7405
17	すみれ保育園	高岡市 米島 487	社会福祉法人 能町児童福祉会	S55.4.1	110	鉄筋 2階建	21-8407
18	つくし保育園	高岡市 木津 614	社会福祉法人 清陵児童福祉会	S58.4.1	140	鉄筋 2階建	25-5132
19	福岡ひばり保 育園	高岡市 福岡町江尻 50-5	学校法人 高岡第一学園	H17.3.31	150	鉄筋 2階建	64-6811
20	戸出西部保育 園	高岡市 戸出町 5丁目 11-2	社会福祉法人 市野瀬福祉会	H19.3.28	150	鉄筋 平屋建	63-0015
21	定塚保育園	高岡市 東中川町 10-15	社会福祉法人 高陵児童福祉会	H24.3.29	130	鉄筋 平屋建	21-6061
22	牧野みどり保 育園	高岡市 中曾根 2691	学校法人 高岡第一学園	H28.3.29	211	鉄筋 2階建	82-5730

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
23	能町保育園	高岡市 鷺北新 54-2	社会福祉法人 坂ノ下福祉会	H30. 4. 1	170	鉄筋 2階建	22-2055
計					2,761		

事業所内保育施設

H30. 4. 1 現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
1	あさひ保育園	高岡市 鷺北新 185	社会福祉法人 あかね会	H28. 8. 1	従業員枠定員 7 地域枠定員 3	鉄筋 3階建	21-8688

養護施設

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
高岡愛育園	高岡市 佐加野 1701	社会福祉法人 富山県呉西愛育会	S28. 5. 1	45	22-3122

医療型児童発達支援施設

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
きずな子ども発達支援センター	高岡市 江尻 279	高岡市	H11. 6. 1	肢体不自由 20 知的障害 30	21-3615

児童厚生施設

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
伏木児童館	高岡市 伏木東一宮 17-3	伏木児童館管理会	S43. 4. 1		44-0595
福岡児童館	高岡市 福岡町福岡新 579-1	高岡市	S44. 7. 29		64-2919
野村児童センター	高岡市 野村 898-4	野村児童センター 管理会	S56. 4. 1		23-3893
戸出児童センター	高岡市 戸出町 3 丁目 19-31	戸出児童センター 管理会	S62. 4. 1		63-2370
西部児童センター	高岡市 千石町 1-16	西部児童センター 管理会	S63. 4. 1		26-1347

助産施設

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
高岡市民病院	高岡市宝町 4-1	高岡市	S43. 6. 1	3	23-0204
富山県済生会高岡病院	高岡市 二塚 387-1	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 富山県済生会	S43. 5. 1	5	21-0570